

**三芳町障がい者福祉計画
第4期三芳町障がい福祉計画
(平成27年度～平成29年度)**

**平成27年3月
三芳町**

ごあいさつ

みなさん『あいサポート運動』をご存知でしょうか。この運動は平成21年11月に鳥取県で始まった取り組みで、誰もが様々な障がい特性を知り、障がいのある方が困っていることや必要とする配慮を理解し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現することを目的としています。鳥取県は国内4県と韓国江原道、そして市町村で初めてとなる三芳町・富士見市と連携協定を締結し運動を推進しています。当町は平成26年10月16日に鳥取県知事をお迎えし、障がいを知り共に生きる『あいサポート運動』への取り組みを宣言するキックオフセレモニーを開催しました。これに先立ち同年7月に当町役場は、この運動の中心となる鳥取・島根両県より『あいサポート団体』として認定されました。これを受け、全庁挙げて『あいサポート運動』に取り組み、職員一人一人がこの運動の趣旨を理解し、日々の業務や生活に生かしていくことになりました。



このような状況の中、町では障害者基本法に基づく障がい者施策全般の基本的な方針を定める「三芳町障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく必要な障がい福祉サービスの量やその確保の方策等を定める「第3期障がい福祉計画」を策定し、実施してまいりました。このたび両計画が最終年度を迎えたため国・県の動向や各種制度の改正、障がいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、障がい者福祉計画と障がい福祉計画を一体的に見直し、新たに平成27年度から3年間の「三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の着実な実行や『あいサポート運動』の積極的な推進により、各種障がい福祉政策の充実を図り、障がいのある方もない方も共に支え合い暮らしていく共生社会の実現に向けた取り組みを行いたいと考えます。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました三芳町福祉計画策定審議会委員の皆様、実態調査や団体ヒアリングにご協力いただいた皆様、その他ご協力いただいた多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象と範囲	6
5 計画策定までの流れ	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 障がい者数等の推移	11
2 実態調査の結果	17
3 団体ヒアリングの結果	24
4 施策の実施状況	28
5 取り組むべき主な課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の理念	39
2 計画の目標	40
3 施策の体系	41
第4章 施策の展開	43
基本目標1 情報・相談・権利擁護の充実	45
基本目標2 生活支援サービスの充実	48
基本目標3 保健・医療体制の充実	51
基本目標4 障がい児支援の充実	54
基本目標5 社会参加への支援	57
基本目標6 安心・安全な生活環境の整備	60
基本目標7 地域福祉の推進	62
第5章 障がい福祉サービスの推進（第4期三芳町障がい福祉計画）	65
1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	67
2 地域生活支援事業の見込み量と確保策	72
3 平成29年度の目標値	75
4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	77
第6章 計画の推進に向けて	79
1 計画の推進のために	81
2 計画の点検と評価	82

資料編	83
1 三芳町福祉計画策定審議会条例	85
2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿	87
3 策定経過	88

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

三芳町では、平成12年3月に、保健・医療・福祉の総合計画として「三芳町福祉計画 ぬくもり・ささえあい・みどりのハートフルプラン」を策定し、高齢者・児童・障がい者・地域福祉の総合的・効果的な展開を進めてきました。その後、障がいのある人の増加や障がいの多様化など、障がい者福祉分野のニーズの高まりを受け、平成17年3月に「三芳町障害者福祉計画」を策定、平成21年度に見直しを行い、平成22年度から平成26年度を計画期間とする、新たな「三芳町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある方も安心して暮らせるまちづくりを展開してきました。

また、平成19年3月には障害者自立支援法に基づく「障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの確実な提供と質の向上に取り組んできたところです。

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の成立、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法の制定、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准など、障がい者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされています。

このたび、町の障がい者福祉計画、第3期障がい福祉計画が計画期間満了を迎えるにあたり、国・県の動向や各種制度の改正、障がいのある方のニーズの変化等に的確に対応し、障がい者福祉施策の一層の推進を図るため、障がい者福祉計画と障がい福祉計画を一体的に見直し、「三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画」を策定します。

障がい者施策をめぐる近年の動き

■ 「障害者基本法」の改正 ■

平成23年8月公布。この法律においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に掲げています。また、障がい者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立 ■

平成23年6月成立。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。平成24年10月1日から施行。

■ 「児童福祉法」の改正 ■

平成24年4月施行。障がい別に分かれていた障がい児施設・事業を一元化し、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」とする児童福祉法の改正が行われました。また、様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられるよう、障がい児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問サービスなどの事業が創設されています。

■ 「障害者総合支援法」の施行 ■

従来の障害者自立支援法に替わる法律として平成25年4月から施行されています。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では障がい福祉サービスなどの対象となる障がい者の範囲に難病患者なども含まれることも定められました。

■ 「障害者雇用促進法」の改正 ■

平成25年6月成立。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いが禁止されること、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。平成28年4月1日から施行（合理的配慮に関する規定は平成30年4月1日から）。

■ 「障害者差別解消法」の成立 ■

平成25年6月成立。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日から施行。

■ 「第3次障害者基本計画」の策定 ■

平成25年9月策定。平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、国の障がい者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等を踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則を強化するとともに、施策分野として「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」の3つの分野が新設されています。

■ 「障害者権利条約」の批准 ■

平成18年12月、第61回国連総会において、障がいのある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障がいのある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障がいのある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は、20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

この計画は、三芳町第4次総合振興計画の部門計画として位置づけるとともに、町他の関連計画と整合を図ります。また、発達障害者支援法、障害者雇用促進法など関連法を踏まえたものとします。

障がい者計画

- 「障害者基本法」に基づく「市町村障害者基本計画」として、障がい者施策全般の基本的な方向性を定める計画です。

障がい福祉計画

- 「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」として策定されるものです。障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に計画期間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象と範囲

この計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

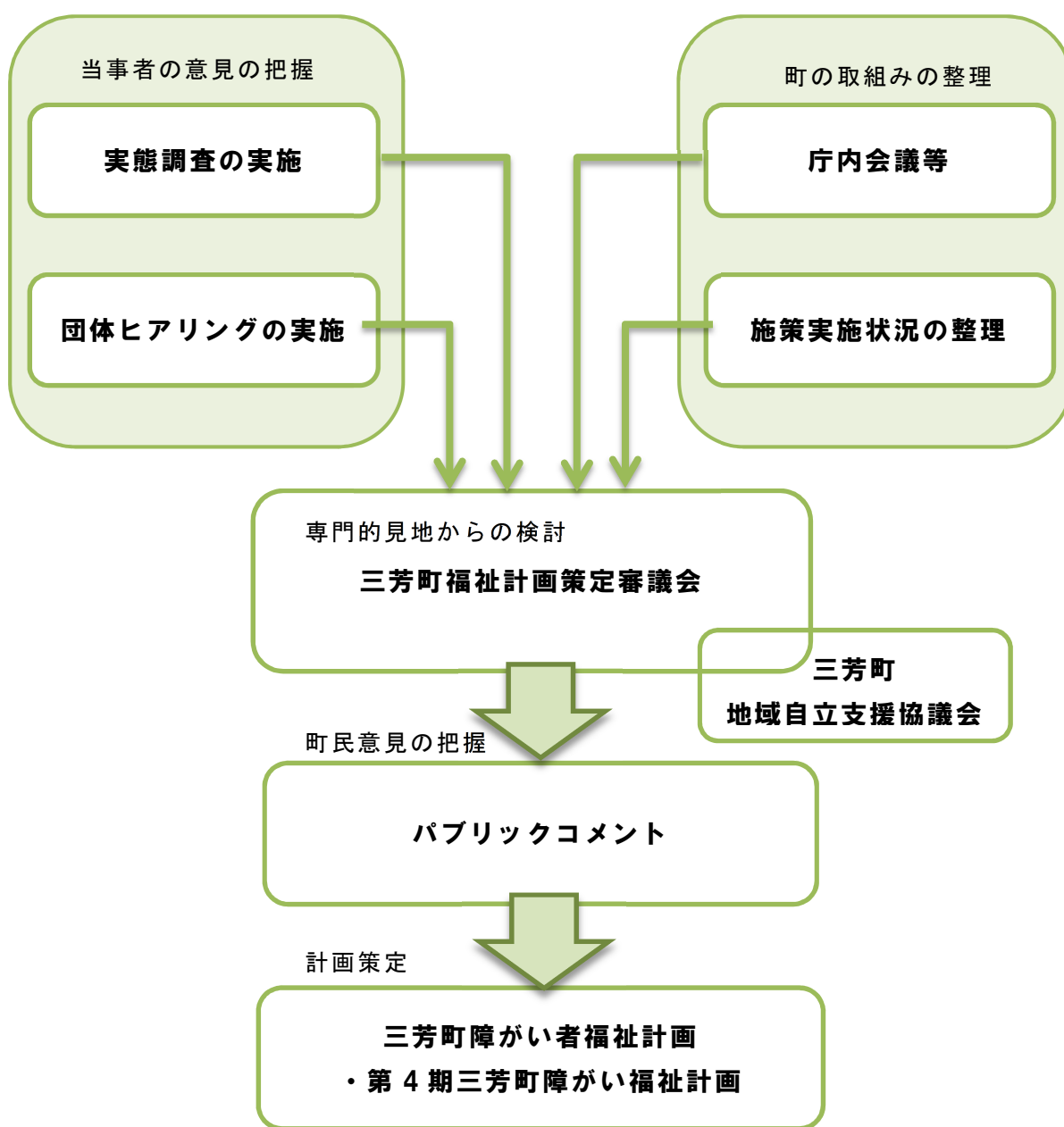
5 計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、実態調査や団体ヒアリングを実施し、当事者や支援者の方の意見を把握しました。

実態調査結果や町の施策の実施状況等を基に、医師・社会福祉施設長・住民代表等で構成された三芳町福祉計画策定審議会において、今後の取組みの方向性や重点などが幅広く審議されてきました。

また、計画策定の過程で、パブリックコメントを実施し、広く町民意見を反映して策定されています。

《計画策定までの流れ》



第2章 障害者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

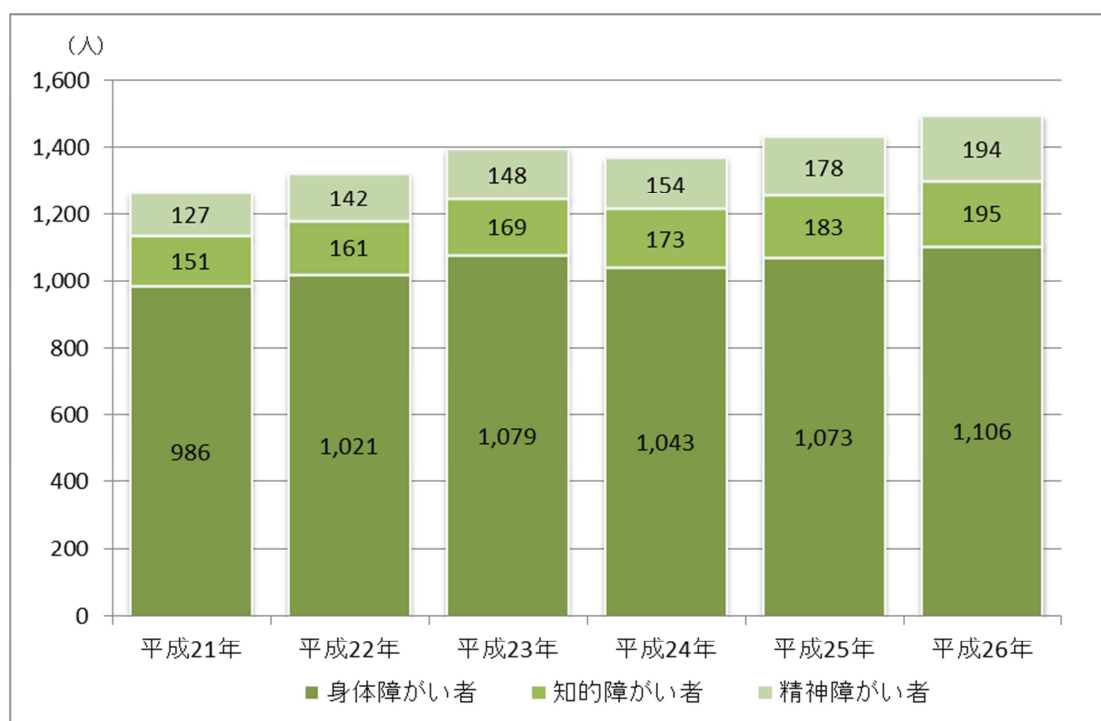
1 障がい者数等の推移

(1) 人口と障がい者数

町の障がい者手帳所持者数（平成26年3月末日現在）は全体で1,495人、その内訳は身体障がい者が1,106人、知的障がい者が195人、精神障がい者が194人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障がい者は2.89%、知的障がい者は0.51%、精神障がい者は0.51%となっています。各障がい者ともに、年々穏やかに増加する傾向が続いています。

障がい者手帳所持者数の推移



(単位: 人)

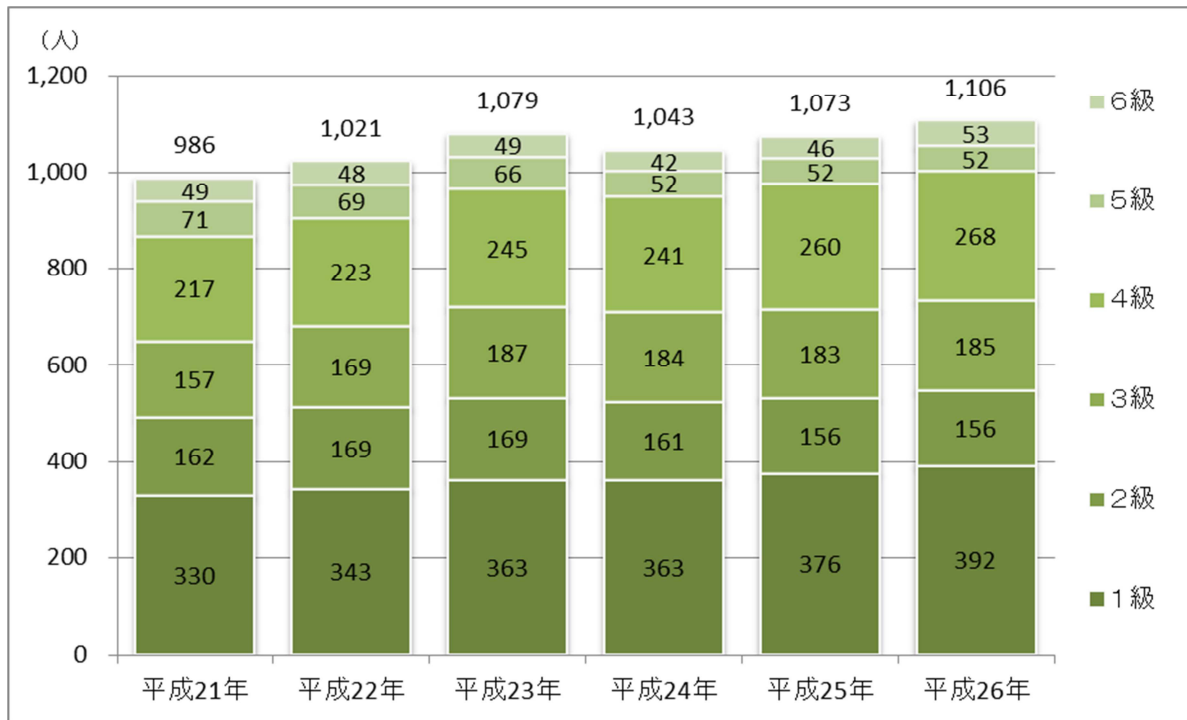
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障がい者	986	1,021	1,079	1,043	1,073	1,106
総人口比	2.64%	2.70%	2.83%	2.74%	2.80%	2.89%
知的障がい者	151	161	169	173	183	195
総人口比	0.40%	0.43%	0.44%	0.45%	0.48%	0.51%
精神障がい者	127	142	148	154	178	194
総人口比	0.34%	0.38%	0.39%	0.40%	0.46%	0.51%
合計	1,264	1,324	1,396	1,370	1,434	1,495
総人口	37,364	37,764	38,180	38,054	38,323	38,263
対総人口比	3.38%	3.51%	3.66%	3.60%	3.74%	3.91%

※各年3月末日現在、各障がい者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口。

(2) 身体障がい者数

身体障がい者についてみると、平成 26 年 3 月末現在の手帳所持者は 1,106 人となっています。障がいの程度別の状況は、1 級が 392 人（全体の 35.4%）で最も多く、次いで 4 級が 268 人（同 24.2%）と多くなっています。平成 21 年と比較すると 1 級と 4 級の占める割合が多くなっています。

身体障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



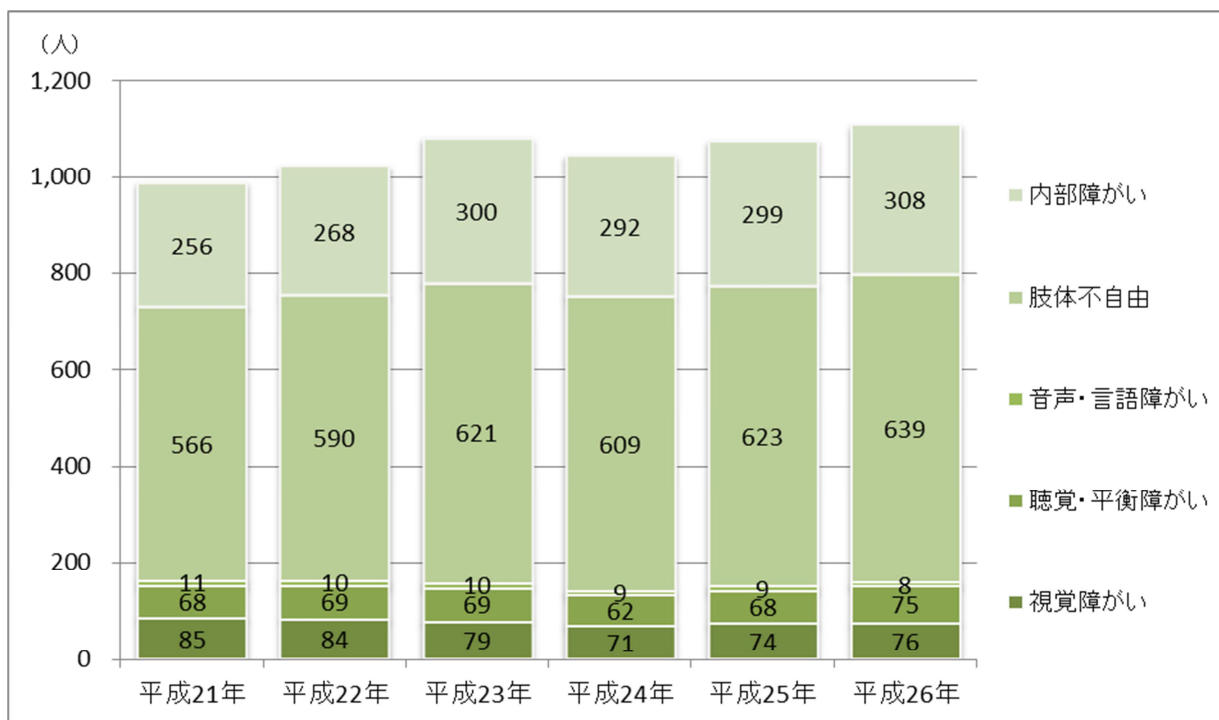
（単位：人）

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	330 33.5%	343 33.6%	363 33.6%	363 34.8%	376 35.0%	392 35.4%
2 級	162 16.4%	169 16.6%	169 15.7%	161 15.4%	156 14.5%	156 14.1%
3 級	157 15.9%	169 16.6%	187 17.3%	184 17.6%	183 17.1%	185 16.7%
4 級	217 22.0%	223 21.8%	245 22.7%	241 23.1%	260 24.2%	268 24.2%
5 級	71 7.2%	69 6.8%	66 6.1%	52 5.0%	52 4.8%	52 4.7%
6 級	49 5.0%	48 4.7%	49 4.5%	42 4.0%	46 4.3%	53 4.8%
合計	986	1,021	1,079	1,043	1,073	1,106

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 639 人（同 57.8%）を占め、次いで内部障がい 308 人（同 27.8%）、視覚障がい 76 人（同 6.9%）、聴覚・平衡機能障がい 75 人（同 6.8%）、音声・言語機能障がい 8 人（同 0.7%）となっています。

身体障がい者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



（単位：人）

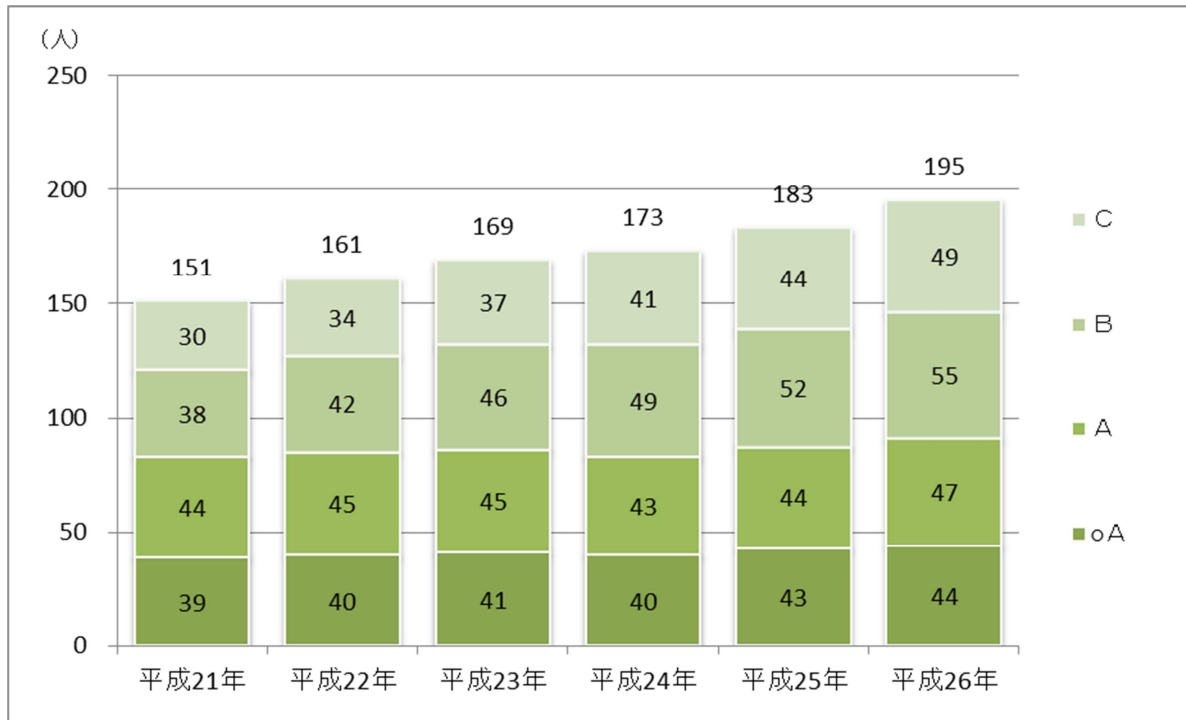
区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障がい	85 8.6%	84 8.2%	79 7.3%	71 6.8%	74 6.9%	76 6.9%
聴覚・平衡障がい	68 6.9%	69 6.8%	69 6.4%	62 5.9%	68 6.3%	75 6.8%
音声・言語障がい	11 1.1%	10 1.0%	10 0.9%	9 0.9%	9 0.8%	8 0.7%
肢体不自由	566 57.4%	590 57.8%	621 57.6%	609 58.4%	623 58.1%	639 57.8%
内部障がい	256 26.0%	268 26.2%	300 27.8%	292 28.0%	299 27.9%	308 27.8%
合計	986	1,021	1,079	1,043	1,073	1,106

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。

(3) 知的障がい者

知的障がい者についてみると、平成 26 年 3 月末現在の手帳所持者は 195 人となっています。手帳の等級別では、㊤が 44 人(全体の 22.6%)、A が 47 人(同 24.1%)、B が 55 人(同 28.2%)、C が 49 人(同 25.1%) となっています。平成 21 年と比較すると B や C の占める割合が多くなっています。

知的障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



(単位:人)

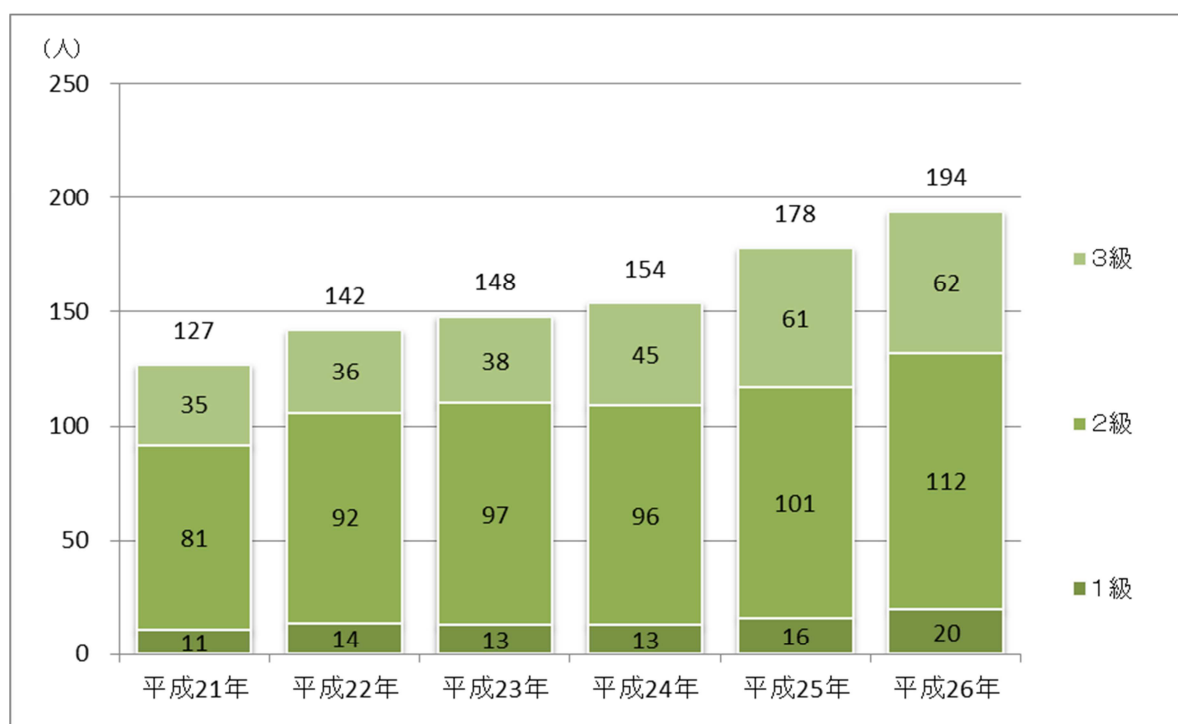
区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
㊤	39 25.8%	40 24.8%	41 24.3%	40 23.1%	43 23.5%	44 22.6%
A	44 29.1%	45 28.0%	45 26.6%	43 24.9%	44 24.0%	47 24.1%
B	38 25.2%	42 26.1%	46 27.2%	49 28.3%	52 28.4%	55 28.2%
C	30 19.9%	34 21.1%	37 21.9%	41 23.7%	44 24.0%	49 25.1%
合計	151	161	169	173	183	195

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。

(4) 精神障がい者

精神障がい者についてみると、平成 26 年 3 月末現在の手帳所持者は 194 人となっています。手帳の等級別では、2 級が 112 人（全体の 57.7%）で最も多く、3 級が 62 人（同 32.0%）、1 級が 20 人（同 10.3%）となっています。平成 21 年と比較すると 3 級の占める割合が多くなっています。

精神障がい者手帳所持者数の推移（等級別）



(単位:人)

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	11 8.7%	14 9.9%	13 8.8%	13 8.4%	16 9.0%	20 10.3%
2 級	81 63.8%	92 64.8%	97 65.5%	96 62.3%	101 56.7%	112 57.7%
3 級	35 27.6%	36 25.4%	38 25.7%	45 29.2%	61 34.3%	62 32.0%
合 計	127	142	148	154	178	194
医療費負担利用者	309	321	329	345	358	375

※各年 3 月末日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

(5) 就学等の状況

障がい児の就学等の状況についてみると、平成 26 年 4 月 2 日現在、町内在住で特別支援学校に通う児童・生徒は、小学部 17 名、中学部 6 名、高等部 28 名、計 51 名となっています。

また、平成 26 年 4 月 2 日現在、三芳小学校、藤久保小学校、三芳中学校の各校に特別支援学級が設置されています。

特別支援学校在籍者数

(単位:人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学部	6	7	10	14	15	17
中学部	8	7	10	8	6	6
高等部	14	12	15	18	28	28
合 計	28	26	35	40	49	51

※各年 4 月 2 日現在

特別支援学級在籍者数

(単位:人)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学部	学級数	5	4	4
	在学者数	18	13	13
中学部	学級数	2	2	2
	在学者数	11	11	6

※各年 4 月 2 日現在

特別支援学校卒業者の進路

(単位:人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
進学						
就職	2	2	2	2		3
職業訓練施設						
更正施設入所						
授産施設入所						
授産施設通所						
作業所	2	1	1	2	3	4
在宅		1				
その他(デイケア)	1		1			
不明						
合 計	5	4	4	4	3	7

※各年 3 月末日現在

2 実態調査の結果

計画策定にあたり、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握することを目的に、「三芳町 障がい者福祉に関する実態調査」を実施しました。その主な結果は、以下のとおりです。

調査実施概要

調査対象：平成26年9月1日現在三芳町在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の各手帳所持者

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：平成26年9月19日（金）～10月6日（月）

発送数：860票

有効回収数：480票

有効回収率：55.8%

調査結果概要

（1）本人について

○年齢は、身体障がいでは60歳以上、知的障がいでは20歳未満、精神障がいでは40歳代が多くなっています。

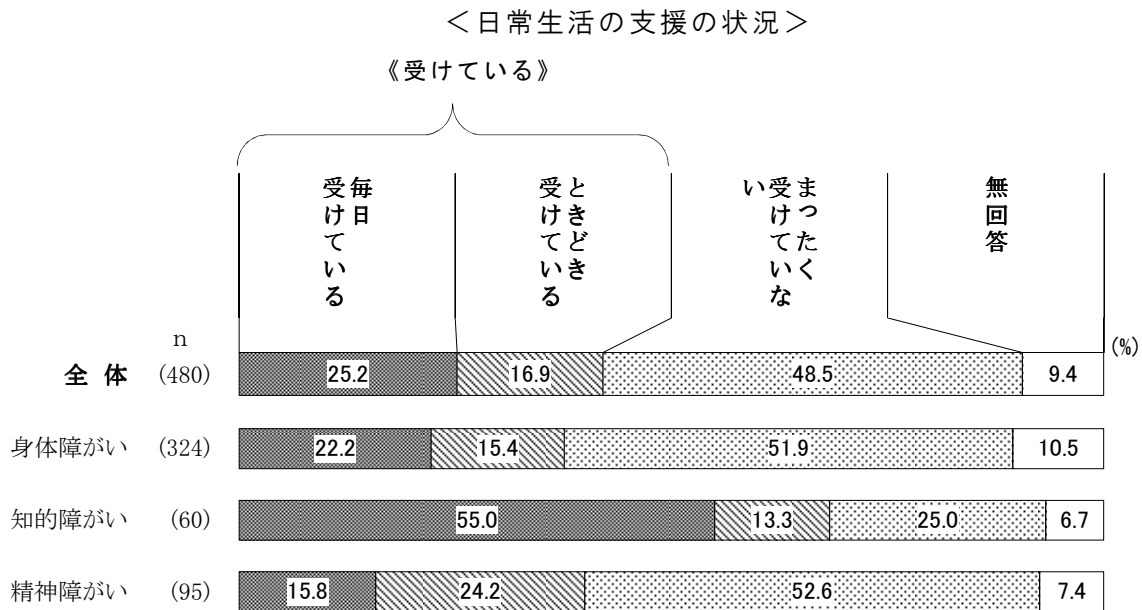
<年 齢>

(%)

	n	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
全 体	480	7.9	4.6	6.0	12.1	7.7	18.5	29.4	13.1	0.6
身体障がい	324	1.9	0.9	1.2	5.2	7.4	24.4	40.1	18.2	0.6
知的障がい	60	43.3	18.3	11.7	15.0	6.7	-	1.7	1.7	1.7
精神障がい	95	6.3	8.4	18.9	33.7	9.5	9.5	10.5	3.2	-

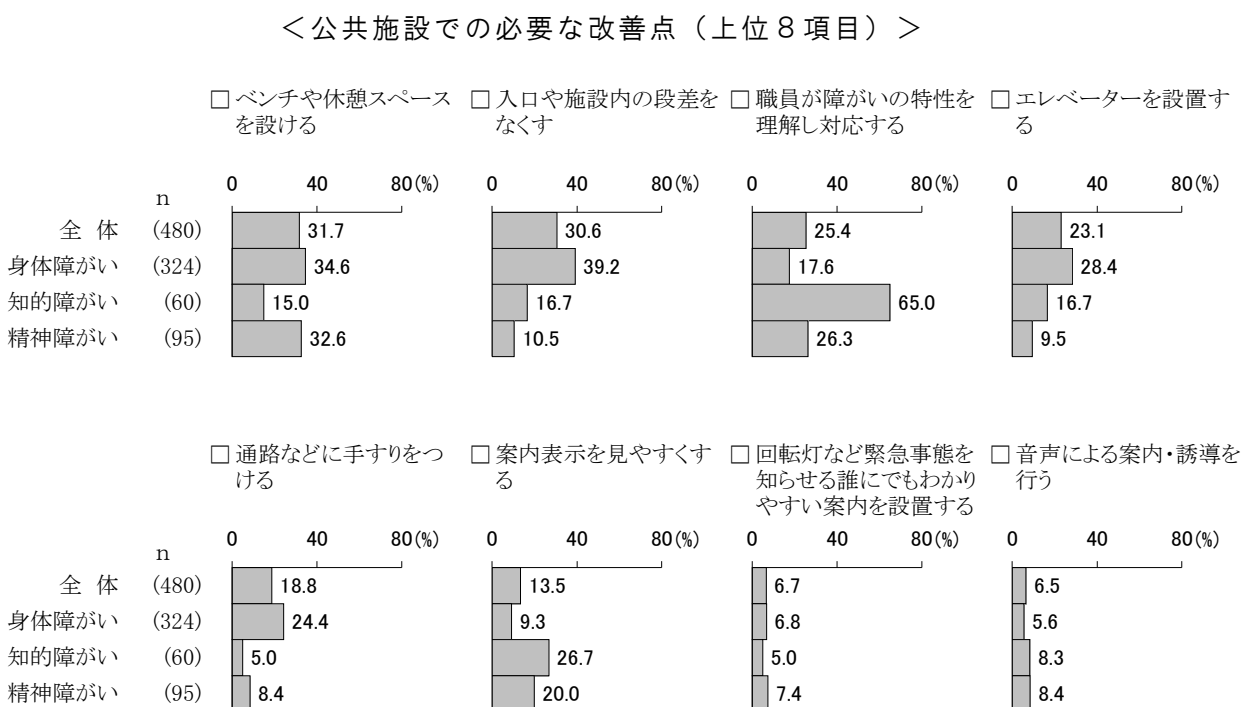
※網掛けはその調査区分で20%以上の数値を示します。

○日常生活の支援を《受けている》は知的障がいでは7割近く、身体障がいでは37.6%、精神障がいでは40.0%となっています。



(2) 外出や地域活動について

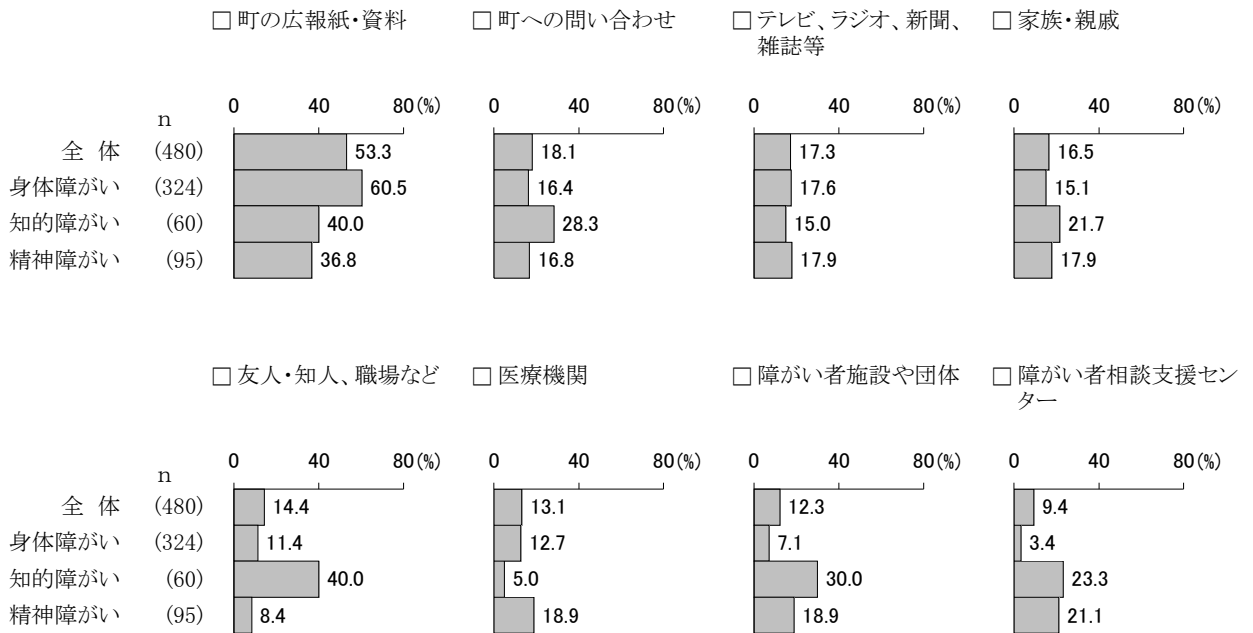
○公共施設に必要な改善は、身体障がいでは「ベンチや休憩スペースを設ける」、「入口や施設内の段差をなくす」が3割台、知的障がいでは「職員が障がいの特性を理解し対応する」が65.0%と多くなっています。精神障がいでは「ベンチや休憩スペースを設ける」が32.6%、「職員が障がいの特性を理解し対応する」、「案内表示を見やすくする」が2割台となっています。



(3) 相談や情報入手について

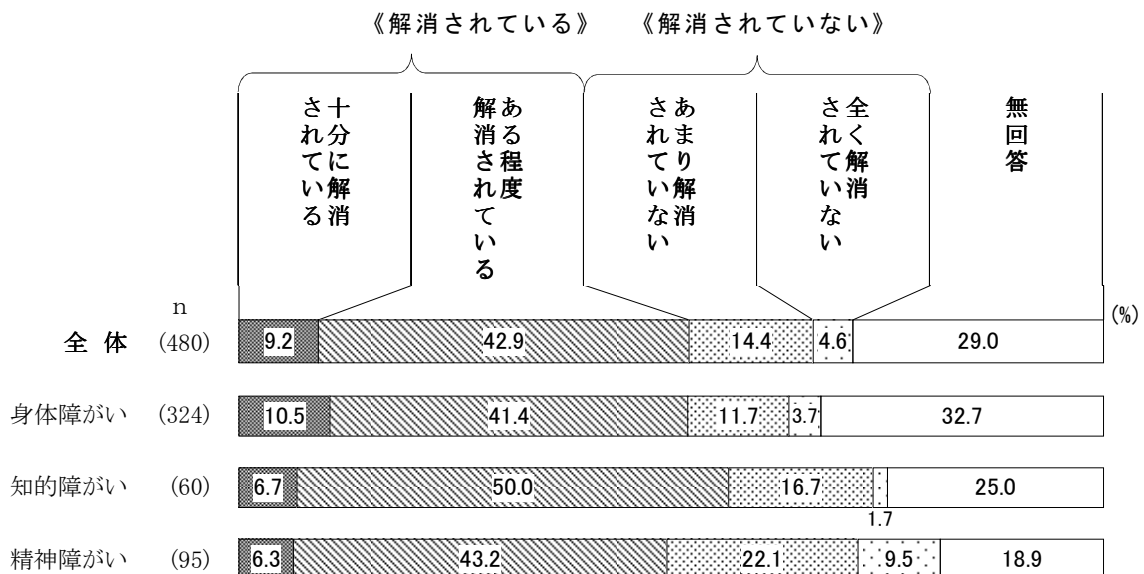
○福祉サービスなどの主な情報入手先としては、いずれの障がい区分でも「町の広報紙・資料」が最も多くなっています。この他、知的障がいでは、「友人・知人、職場など」、「障がい者施設や団体」が多く、精神障がいでは「医療機関」、「障がい者施設や団体」、「障がい者相談支援センター」が2割前後となっています。

＜福祉サービスなどの情報源（上位8項目）＞



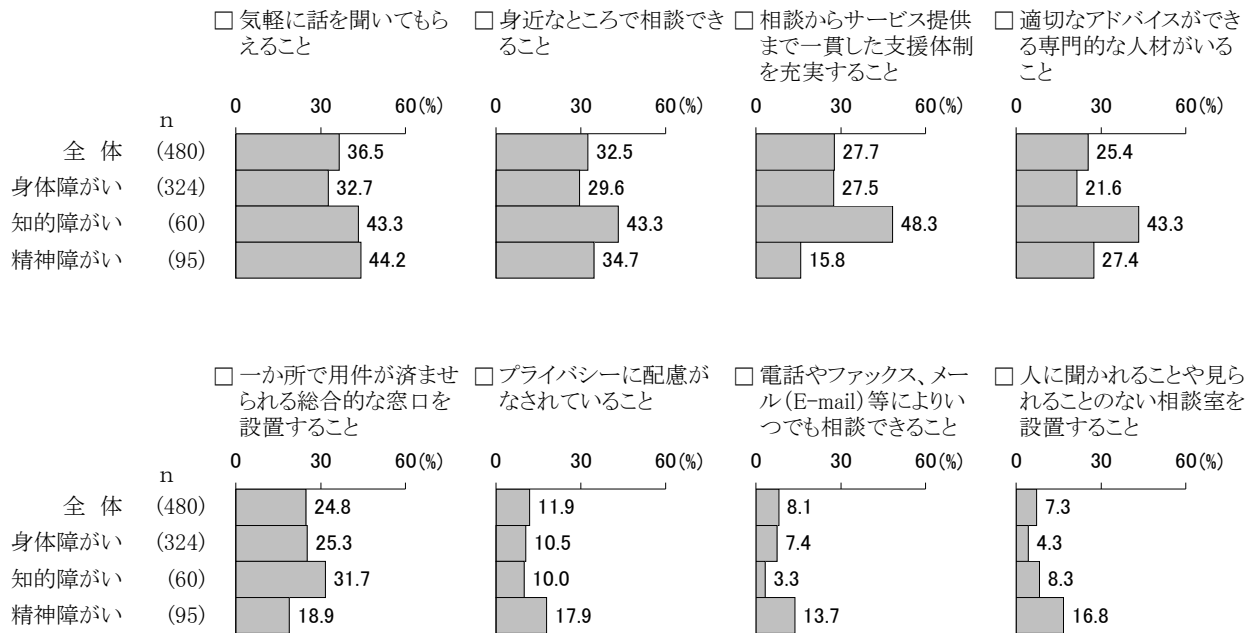
○相談先で、悩みごとや困ったことが《解消されている》はいずれの障がい区分でも5割前後となっており、《解消されていない》を上回っています。

＜相談先での悩みごと等の解消状況＞



○相談機能を充実させるために必要なこととしては、身体障がいと精神障がいでは「気軽に話を聞いてもらえること」が最も多くなっています。知的障がいでは「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」が48.3%で最も多く、「気軽に話を聞いてもらえること」、「身近なところで相談できること」、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」、「一か所で用件が済ませられる総合的な窓口を設置すること」も3割以上となっています。

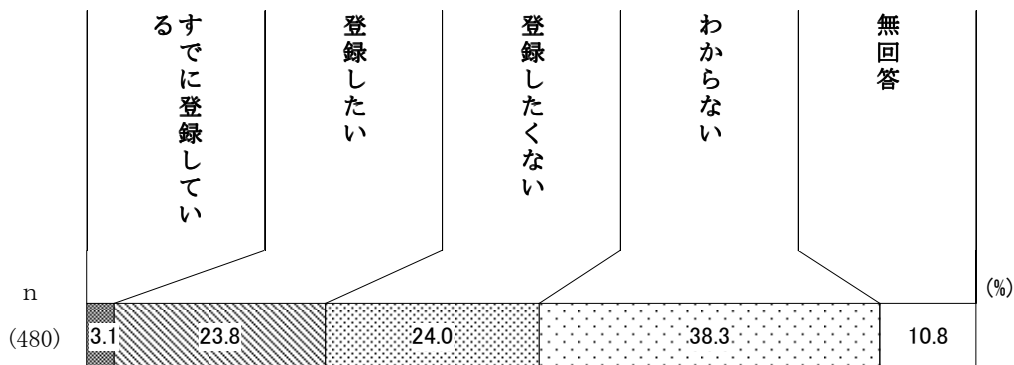
＜相談機能充実のために必要なこと（上位8項目）＞



（４）災害時の避難について

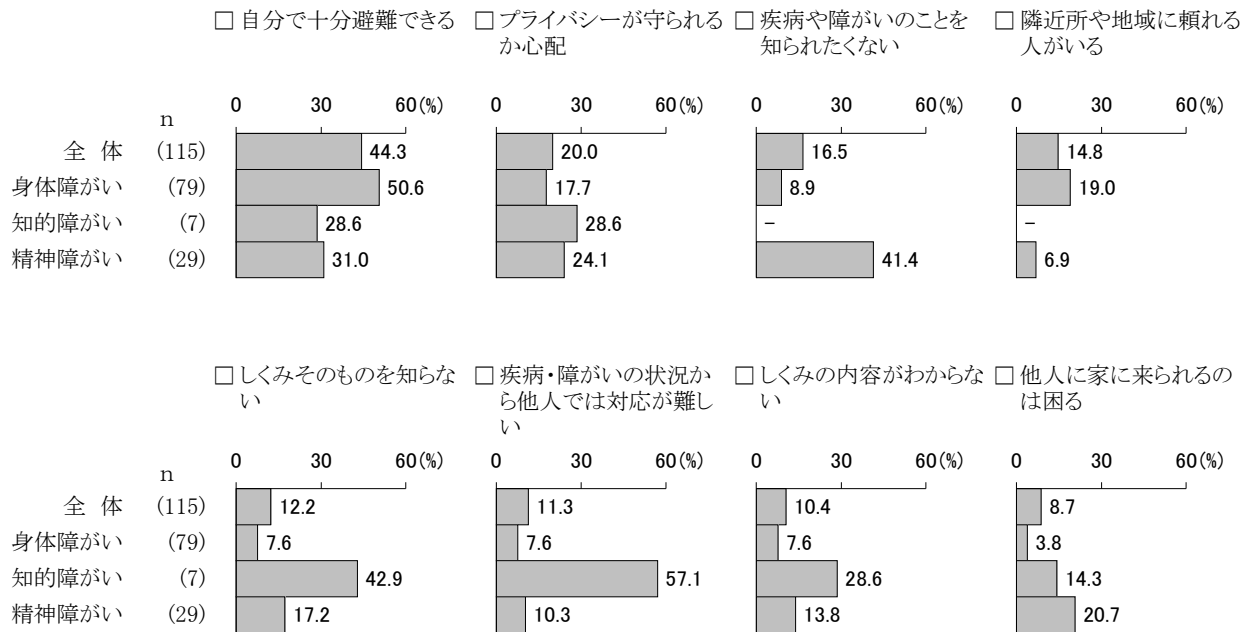
○災害時要援護者名簿への登録意向は23.8%となっています。

＜災害時要援護者名簿への登録意向＞



○登録したくない理由は、身体障がいでは「自分で十分避難できる」が50.6%、精神障がいでは「疾病や障がいのことを知られたくない」が41.4%でそれぞれ最も多い理由となっています。精神障がいではこの他、「プライバシーが守られるか心配」、「他人に家に来られるのは困る」も2割台となっています。

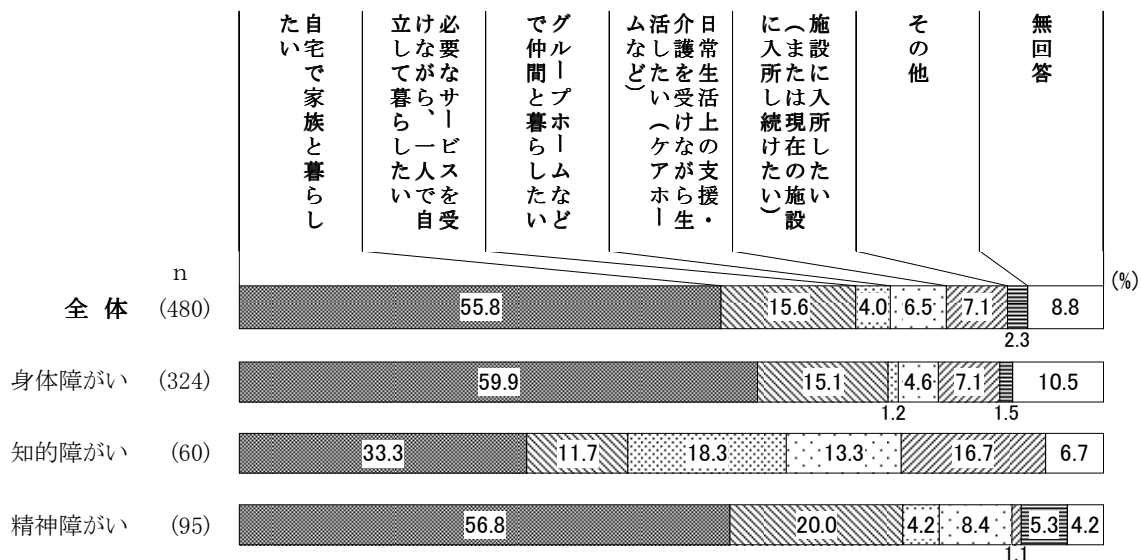
<登録したくない理由（上位8項目）>



(5) 将来の生活の場について

○将来希望する生活場所は、いずれの障がい区分でも「自宅で家族と暮らしたい」が最も多くなっていますが、知的障がいでは33.3%と比較的少なく、「グループホームなどで仲間と暮らしたい」（18.3%）や「施設に入所したい」（16.7%）が比較的多くなっています。

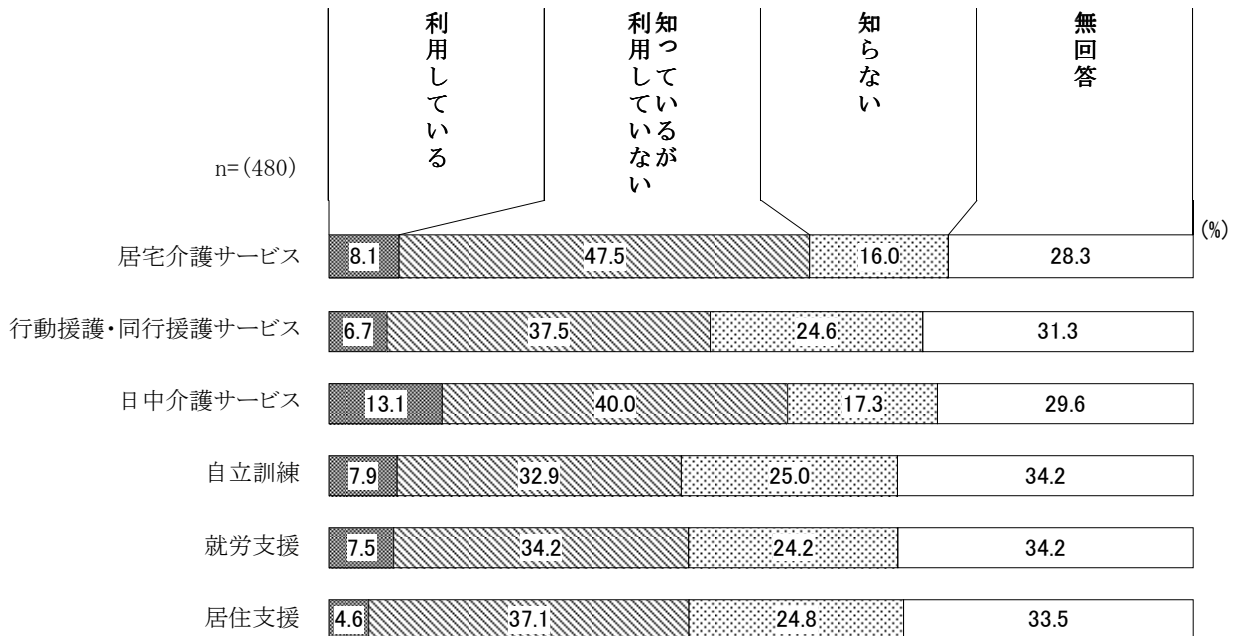
<将来の生活場所>



(6) 障がい福祉サービスの利用について

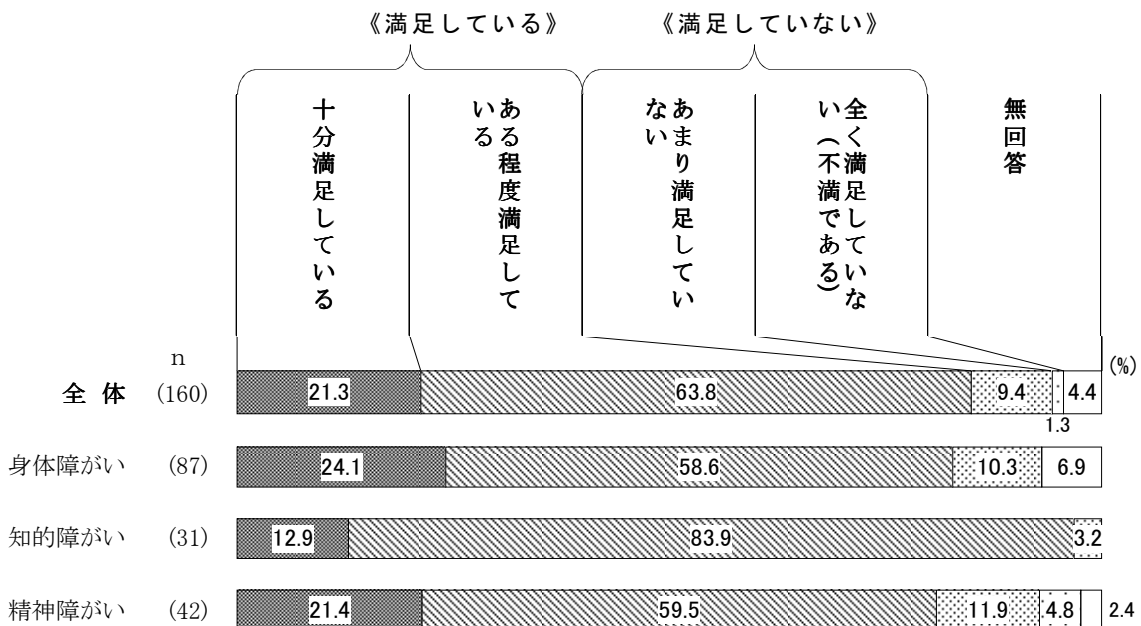
○障害福祉サービスの利用状況は“日中介護サービス（施設などで日中のケアを行う）”が13.1%となっています。一方、いずれのサービスも「知っているが利用していない」は3割から4割台となっています。

＜障害福祉サービスの利用状況＞



○利用中のサービスやサービスの利用について《満足している》はいずれの障がい区分でも8割以上となっており、特に知的障がいでは96.8%を占めています。

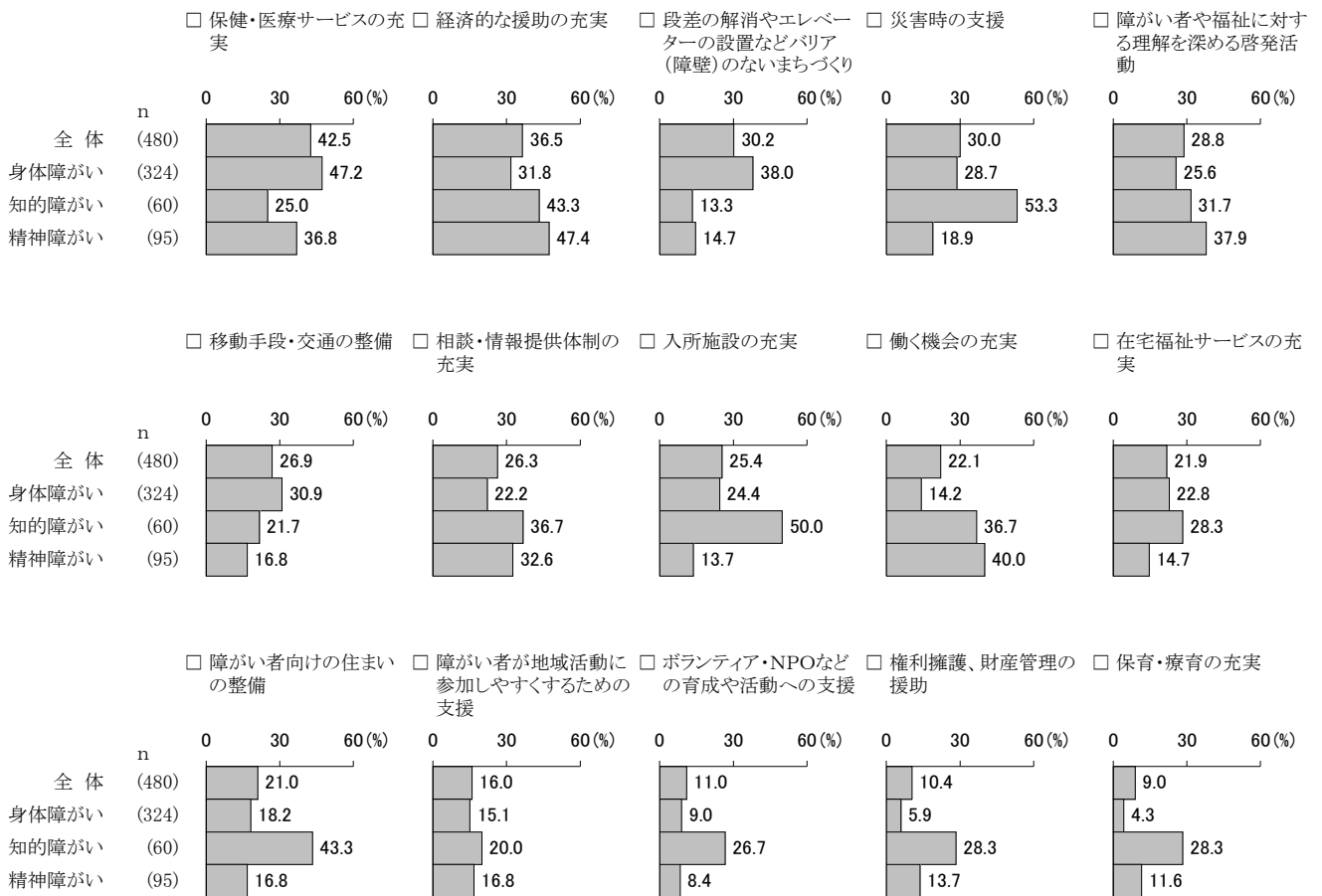
＜利用している福祉サービスの満足度＞



(7) 施策要望について

○今後、障がい者福祉施策を充実するために力を入れていく必要があるものは、身体障がいでは「保健・医療サービスの充実」が47.2%で最も多く、「段差の解消やエレベーターの設置などバリア（障壁）のないまちづくり」、「移動手段・交通の整備」が3割台となっています。知的障がいでは「災害時の支援」、「入所施設の充実」が5割台と多く、「経済的な援助の充実」、「障がい者向けの住まいの整備」が4割台となっています。精神障がいでは、「経済的な援助の充実」、「働く機会の充実」が4割台、「保健・医療サービスの充実」、「障がい者や福祉に対する理解を深める啓発活動」、「相談・情報提供体制の充実」が3割台となっています。

＜障がい者福祉施策要望（上位15項目）＞



3 団体ヒアリングの結果

計画策定にあたり、障がいのある人やその支援団体から意見をいただきました。その主な内容は、以下のとおりです。

団体ヒアリング実施概要

実施日：平成26年12月16日・平成27年1月19日

参加団体：三芳町身体障害者福祉会、三芳町手をつなぐ親の会、アップルパイ、視覚障がい者の会ひとみ、ガイドヘルパーあいの会、三芳町聴覚障害者の会、三芳手話サークル、三芳町こころの健康づくりをすすめる会、みよし神経難病友の会・虹の会

実施方法：町の施策実施状況や課題についての参考資料をもとに団体内で話し合ってもらい、見落としている課題やより具体的な施策・事業の提案などについて、団体の代表者からヒアリングを行いました。

団体ヒアリング結果概要

(1) 情報・相談・権利擁護について

- ・「基幹型相談支援センター」の設置については期限（いつまでに設置するか）を考えて検討してほしい。
- ・障がい者の支援については、視覚障がい一つをとっても弱視、全盲、視野狭窄、その中での単身世帯、高齢者のみ世帯など多様なので、個々の障がいの状況や世帯状況に配慮した支援となるように対応してほしい。
- ・役場からの通知などは、個々の障がいや本人の意向を確認し、点字、音声化、大きな活字で記載などをして対応してほしい。
- ・相談体制の充実を図ってほしい。
- ・誰もが相談や話の出来る、憩いの場（高齢者サロンのような）が必要。
- ・情報が流れてこない現状がある。周知方法の検討が必要。
- ・手話言語条例を進めて欲しい。
- ・意思疎通支援、情報保障として、講演会や事業には開催者の方で、手話通訳士・要約筆記者等、準備してもらいたい。

(2) 生活支援サービスについて

- サービスを公平に受けられるよう、情報提供の場、説明会などを開催してほしい。今の状態では相談をしないと情報が得られない。
- 居住施設（グループホーム、ケアホームなど）や入所施設の充実を。遠方でなく、地元で、育った地域で生活ができるように。また、親亡き後もしくは老後の問題として切実な課題である。
- 経済的な支援を充実してほしい。
- 介護保険サービスについては、視覚障がいも要介護認定を受け通院介助を受けているが、院内介助は介護保険の適用にならないので対象にしてほしい。
- 移動支援、同行援護などのガイドヘルプは急な用事では利用できない場合があるので、事業所の体制整備や人材確保、ボランティアの育成に努めてもらいたい。
- 聴覚の各種講習会は充実している。視覚障がいの方への支援の担い手を養成する音訳朗読ボランティア講習会やガイドヘルプの養成研修などの各種講習会を、聴覚なみに充実させてほしい。
- 難病患者が必要な福祉サービスの利用が出来る体制づくりが必要。
- 後見人制度の充実を図ってほしい。市民後見制度も必要ではないか。
- 福祉サービスの日常生活用具について、耐用年数の見直しをお願いしたい。

(3) 保健・医療体制について

- 病気、障がいの早期発見について、気になる症状があったものの乳幼児健診の相談の際に、「様子を見ましょう。」と言われ、しばらくそのままとなりその後診断がついた。もう少し早くわかっていれば・・・と思う。具体的に、いつまで様子を見たら良いのか、どのような事が考えられるのか、早くに医療受診した方が良いのか等、早期に療育に入れる体制づくりが必要。
- 親子教室の回数を増やしてほしい。
- 自立支援医療（精神通院）制度の周知が足りない。
- 障がい児に対応できる医療機関の情報がほしい。特に歯科や耳鼻科は断られることが多いので、対応できる医療機関の拡大、医師会への働きかけが必要。いつもではなくても、職員を配置し対応できる日を設けるなどしてもらえるといい。
- 知的障がい者が入院できる病院を確保してほしい。
- 医療機関の受診時に医師が視覚障がいに配慮した説明をしてもらえない傾向がある。医師の説明を記憶に留めるのには限界があるので、病院側で配慮してもらえると大変助かる。
- 難病指定医でないと診断書が作成出来ないうえに、医師によって判断が異なる。同じ症状でも、手帳が取得出来る人と取れない人がいる。リハビリ体制は充実しているが、行政が医療機関との連携を図って欲しい。

(4) 障がい児支援について

- 日中過ごせる場所、施設の確保を。放課後等デイサービスは利用できるが、短期入所や日中一時支援は、施設はあるものの実際に障がい児に十分対応できているとはいえない。
- 子育て支援センターは障がいの有無にかかわらず利用できるとされているが、実際には利用ができない。障がい児の療育、相談、預かりができる施設を設置してほしい。また、集団療育ではなく、個別療育ができる場所を設置してほしい。

(5) 社会参加への支援について

- 行動援護の事業所が少ない。(1か月先まで予約がとれない)
- 生活サポートの利用量、自己負担の軽減を。市町村により料金が異なるため、三芳町でも軽減してほしい。
- 幼少期から就労まで切れ目のない支援をしてほしい。子どもころからの特性を理解し、就労につなげてほしい。
- 視覚障がい者の就労については、職種が限定されやすいので多種多様な職種に従事できるような体制整備をしてほしい。
- 難病者は外出希望があっても、動ける足がない。車と同行してもらえる人(介護ではなく介助で良い。)をセットで受けられるサービスが必要。
- 遠隔手話事業のタブレット端末の使える範囲が限定されているので、今後出かけた先でも使用できるよう検討して欲しい。手話の苦手な人には、文字対応出来るソフトの導入を検討して欲しい。

(6) 生活環境・防災対策について

- 信号機のない新しい道路が増えており、横断しにくい。
- 障がい者の特性に対応した災害時の避難所を確保してほしい。
- 災害時障がい者が避難できる場所を明確にしてほしい。ここに行けば理解のある職員が対応してくれる、という場が必要。実際に災害の時には、避難所には行けず、家にとどまったり車の中にいたりする人がいたと聞いた。
- 災害時の要援護者に軽度の障がい者は登録者として含まれていない。登録されていない者はどうするのか。
- 町の防災関係について、情報を一元化して対応してほしい。避難所等では、視覚障がいに配慮した住環境の整備やガイドヘルプなどのマンパワーを確保してもらいたい。

- 役場1階の視覚障がい案内センサー（白い杖が電子センサー機能）の場所がどこにあるのかわからない。初めて来庁した視覚障がいの方でもわかるような案内方法を検討してほしい。役場の入口がわかるよう音センサーを設けてほしい。（音を鳴らし続ける装置）
- 屋内外のバリアフリーについて、肢体不自由や視覚障がいなど、障がい特性ごとの対策を講じて、安心して過ごせる環境を設定してほしい。

（例）

- 視覚障がいは、ある程度の段差があった方が安全対策になる。（盲人安全つえを使用して安全をキャッチするので）
- 盲人安全つえを使用して外出するので道路のグレーチング（道路の側溝に設置された格子状のふた）は、盲人安全つえが引っかかり転倒する場がある所以对策を講じてほしい。

（7）地域福祉の推進について

- 「あいサポート運動」を学校の福祉授業でも展開してほしい。
- 「あいサポート運動」がもっと広まれば良いと思う。
- 「あいサポート運動」を、学校にも広め、高齢者サロンの開催など、学生や高齢者に手話に接する機会を増やして欲しい。また、三芳町役場職員も手話を学ぶ機会を持って欲しい。
- 各種の障がいについての理解を広げるために、関心のある人以外への普及啓発に力を入れてほしい。
- 障がい者が地域のどこにいるのか、近隣の人が、障がい者が住んでいる事を、まず知る事が大切。
- 障がい者の中には、グループに入りたがらない人達もいる。町は団体育成に力を入れ、自分たちが地域で支え合える体制を作って欲しい。

4 施策の実施状況

(1) 施策の取組み状況

前期計画期間中（平成 22 年度～平成 26 年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

前期の取組み① 情報・相談・権利擁護の充実

相談体制の強化や障害福祉サービスの利用促進とともに、虐待防止の体制づくりに取り組んできました。

- 平成 25 年度から、富士見市、三芳町の広域で「障がい者生活支援事業」を入間東部福祉会「入間東部障がい者相談支援センター」に委託しています。同センターは町が特定相談事業所としても指定し、「計画相談支援」も実施しています。
- 計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し 14 事業所を指定（当町区域 4 事業所含む）しています。
- 平成 24 年度から、精神障がいに関する保健福祉関連の窓口を本庁業務に移管し、3 障がい全てを本庁対応で実施しています。
- 虐待防止の取組みとして、町直営の虐待防止センターを設置し、虐待への対応、ガイドラインやマニュアルの作成を行っています。
- 手話通訳派遣を富士見市と共同で実施しています。また、試行的事業として「遠隔手話」「緊急連絡システム」を実施しています。
- 聴覚の各種講習会を実施し、平成 26 年度には視覚障がいの音訳朗読ボランティア講習会を実施しています。

前期の取組み② 生活支援サービスの充実

サービスに関する情報提供やサービス提供事業所との連携強化、自立支援協議会での事例検討などに取り組んできました。

- 障害者自立支援法や障害者総合支援法への移行、それに伴う各種福祉サービスについて、広報等での周知に努めてきました。委託相談事業所、計画相談支援を行う特定相談支援事業所とも連携し、周知や個別対応の充実を図ってきました。
- 地域生活支援事業の利用者負担額を、国の法令と同じように世帯単位での算定でなく障がい者本人ベースの算定方法に改めました。

- 福祉サービス提供の人材確保やサービス提供事業者への支援として、県の研修会の周知の他、2市1町広域によるサービス事業者向けの連絡研修会や地域連絡会を実施しています。障がい児の支援については、情報交換会なども実施しています。
- 地域自立支援協議会の相談支援部会や障がい児検討部会においても、地域での課題や事例検討などを検討しています。

前期の取組み③ 保健・医療体制の充実

障がいの早期発見、療育支援、精神障がい者の相談体制の充実などに取り組んできました。

- 病気や障がいの早期発見、早期療育を行うため、保健センターでは、妊娠中からの訪問・相談、乳幼児健康診査後の専門相談を実施しています。
- 中途障がいの原因となる生活習慣病を予防するため、特定保健指導・個別相談・健康教育を実施しています。
- 医療費負担の軽減をはかるため、自立支援医療給付を行っています。
- 精神保健福祉の相談体制は、平成25年度より入間東部福祉会に委託し、相談場所を整備しました。
- 精神障がい者と地域住民の交流の場を作り、精神障がい者に対し地域住民の理解と協力を得られるよう、各種事業を実施しています。

前期の取組み④ 障がい児教育の充実

学校、保育園、町保健センター、町こども支援課、相談支援事業所などとも連携し、障がい児への支援に取り組んできました。

- 障がい児教育については、特別支援学校の進路指導部と定期的に情報交換を行い、在籍生徒の状況把握や学校の教育支援などについて把握しています。
- 世帯状況の変化など学校側からの相談については、町福祉課が相談に応じています。
- 学校、保育園、町保健センター、町こども支援課、相談支援事業所などとも連携し、障がいの早期発見、早期対応に努めています。
- 地域自立支援協議会の「障がい児検討部会」において、情報交換会や親のニーズの把握を行い、親同士が話の出来る場所として交流会を開催しました。

前期の取組み⑤ 社会参加への支援

生活支援の必要性や他の福祉サービスの利用を含め、生活全体を見通した就労支援ができるよう、関係機関とともに取り組んできました。

- 就労支援については、ハローワークや町障がい者就労支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、特別支援学校などと連携し対応しています。
- 就労するには安定した生活が必要なため、就労支援センターへの登録時に町福祉課の立会のもとインテーク面接を実施し、生活面の現状把握に努めています。特に精神の方などは、医療受診や服薬の状況、主治医の就労に対する意見を確認し、個別対応しています。
- 生活支援の必要性や他の福祉サービスを利用している方の就労支援においては、相談支援事業所とも連携して対応しています。
- 社会参加については、個々の状況に応じて、行動援護、移動支援、同行援護、生活サポート事業などを、相談支援事業所などとも連携しつつ、個別対応しています。
- スポーツ・文化活動等については、県、町、社協等の主催行事の案内などをしていきます。また、各種障がい当事者団体やサポート団体、サークルの情報についても必要に応じて提供しています。

前期の取組み⑥ 安心・安全な生活環境の整備

バリアフリーの推進とともに、災害時の情報提供手段の充実や要援護者の支援体制づくりに取り組んできました。

- 生活道路をすべての人に対し使いやすくするために、区画整理事業との連携を図り整備中です。
- 災害時や情報発信の際に、音声情報や文字情報等、複数の手段による情報伝達ができるようにしました。
- 緊急時連絡システムの体制を整備するとともに、災害時の要援護者の登録受付を実施しています。
- タブレット型端末を利用した、緊急通報システムの試行事業を実施しました。

前期の取組み⑦ 地域福祉の推進

心のバリアフリーの推進とともに、視覚障がい、聴覚障がいの方への支援を実施してきました。

- 福祉活動の推進については、広報や講演会などでの啓発、職員向けの研修などを実施しています。
- 平成 25 年度に、聴覚障がいの方への支援として「聞こえのシンポジウム」を実施しました。聴覚の各種手話講習会等も定期的を実施しています。
- 平成 25 年度に、視覚障がいの方への理解を促進するために普及啓発活動を実施しました。また、平成 26 年度に意思疎通支援の担い手として「音訳朗読ボランティア養成講習会（初級）」も実施しています。
- 平成 26 年度からは、富士見市と共同で鳥取県の「あいサポート運動」を開始しました。
- 三芳社協の「地域福祉計画」において、町職員も参加し、町の施策の整合性、連携などについての働きかけをしています。
- 障がい者補助団体の事務局として参加し、普及啓発や当事者団体の支援を実施しています。

(2) 障がい福祉サービスの実施状況

第3期障がい福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

① 指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績値		計画値			対計画 平成 25 年度
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
居宅介護、重度訪問介護、同行 援護、行動援護、重度障害者等 包括支援	時間数	197	356	70	70	70	508.6%
	人数	16	27	7	7	7	385.7%
生活介護	人数	56	54	57	57	58	94.7%
自立訓練（機能訓練）	人数	1	0	2	2	2	0.0%
自立訓練（生活訓練）	人数	0	2	0	0	0	-
就労移行支援	人数	6	5	6	6	6	83.3%
就労継続支援（A型）	人数	2	2	2	2	2	100.0%
就労継続支援（B型）	人数	36	39	26	27	28	144.4%
療養介護	人数	0	0	0	0	0	-
短期入所（ショートステイ）	日数	116	130	94	94	106	138.3%
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	人数	14	14	14	14	14	100.0%
施設入所支援	人数	36	36	36	37	37	97.3%
計画相談支援	人数	2	23	4	6	8	383.3%
地域移行支援	人数	0	0	1	1	1	0.0%
地域定着支援	人数	0	0	1	1	1	0.0%
放課後等デイサービス	人数	36	40				
児童発達支援	人数	13	16				

※放課後等デイサービス、児童発達支援は平成 24 年度からのサービスのため計画値はない。

② 地域生活支援事業

(年あたり)

サービス種別		単位	実績値		計画値			対計画
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
①相談支援 事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	100.0%
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	-
	相談支援機能強化事業	有無	無	無	有	有	有	-
②成年後見制度利用支援事業		有無	有	有	有	有	有	-
③コミュニケーション支援事業		人数	10	9	9	10	11	90.0%
④日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	給付 件数	3	3	1	1	1	300.0%
	自立生活支援用具	給付 件数	7	5	1	1	1	500.0%
	在宅療養等支援用具	給付 件数	2	5	1	1	1	500.0%
	情報・意思疎通支援用具	給付 件数	9	6	1	1	1	600.0%
	排泄管理支援用具	給付 件数	431	456	50	55	60	832.7%
	居宅生活動作補助用具	給付 件数	2	2	1	1	1	200.0%
⑤移動支援事業		人数	10	10	17	17	18	58.8%
⑥地域活動支援センター		箇所	1	1	1	1	1	100.0%
⑦日中一時支援事業		人数	8	3	10	12	14	25.0%

5 取組むべき主な課題

これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、次のような残された課題や新たに取組むべき課題も浮かび上がってきています。

1 情報提供、相談体制、障がい者差別解消について

- 「計画相談支援」は平成 26 年 10 月現在 75%を消化しています。（国の規定に基づき平成 27 年 3 月までに支給決定者全員に実施することが必要です。）
- 「計画相談支援」の事業所の体制整備と合わせて、相談支援の質の向上が課題であり、町の相談支援の実施状況や特定相談事業所の評価方法などについて、地域自立支援協議会や同協議会の相談支援部会で検討します。
- 広域的な視点も含め、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を検討します。
- 視覚や聴覚など「意思疎通支援」を念頭においた支援体制の充実が必要です。
- 平成 28 年度施行の障害者差別禁止法への対応について、当事者団体、当事者、企業、関係機関、地域自立支援協議会と連携し、国・県の施策と連携して協議していく必要があります。

2 地域での生活支援の充実について

- 「親亡き後」も安心できる地域支援が課題であり、相談支援の強化が必要です。特に、後見人制度の充実、地域での個別支援のフォロー、地域課題を検討する「基幹相談支援センター」の設置が課題です。
- 対象者のニーズ把握やサービス提供者側の支援ニーズについて、委託先の相談支援事業所や2市1町の特定相談支援事業所のネットワーク会議を活用できるよう、システムづくりやネットワークづくりも課題です。

3 保健・医療の充実について

- 障害者総合支援法となり、難病患者への支援策が必要となっています。今後支給決定基準を設け、手帳の取得が困難な難病患者に対し、必要な福祉サービスの利用ができる体制づくりが必要です。
- 障がいのある高齢者は、介護保険の制度と障がい福祉サービスの制度を利用するために、計画相談体制を整備する必要があります。

4 障がい児への支援について

- 切れ目のない療育支援体制の構築が課題であり、関係機関のネットワークづくりや相談支援の強化、計画相談支援の充実の中でのシステムづくりが必要です。
- 子育て支援の施策とも連携し、福祉サービスや療育機関の情報提供と周知方法の検討も重要です。
- 保護者、特に母親の就労支援の観点も重要であり、障がい児も利用できる学童保育の充実や放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援など、子どもが安定して過ごせる居場所づくりも地域での課題となっています。

5 就労や社会参加への支援について

- 障がい者雇用の働きかけの強化、実習の場の確保と拡大、障害者優先調達法の充実、工賃の増加など、国・県の施策と連携し対応していく必要があります。
- また、町役場における、障がい者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達法のガイドラインに沿った対応と職場開拓なども課題です。
- 就労移行支援事業、障がい者雇用など全般について地域の事業所が集まり協議している組織を活用し、障がい者雇用の促進や就労支援体制の強化、各作業所との連携、ネットワーク作りを検討していく必要があります。
- 町の就労支援体制を協議するために、地域自立支援協議会の専門部会に「就労支援部会」を設置していくことも課題です。

6 安心・安全な生活環境の整備について

- 公共施設や歩道の整備等、不十分な所も多く、今後もバリアフリー化を推進します。
- 災害時は防災無線のみでは対応が不十分なため、目で見える文字情報（メール）や、聞き取りにくい人への音声情報等、情報のバリアフリー化が課題です。
- 災害時の要援護者に対する避難支援を具体化し、地域住民と連携して防災訓練等で実際に確認していく必要があります。

7 心のバリアフリー、地域福祉の推進について

- 平成26年度から開始した「あいサポート運動」を、各行政機関はもちろん、学校や町内企業等に対しても積極的に展開していきます。

「あいサポート運動」について

～ 障がいを知り、共に生きる、地域共生社会を目指して ～

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒に作っていく運動です。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障がいのあるかたと共に生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成 21 年 11 月 28 日に鳥取県からスタートしました。

三芳町では平成 26 年 10 月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と締結し、取り組みを進めています。

「あいサポート運動」は、まず、様々な種別の障がいを知ることからはじめます。障がいを知ることにより、障がいのあるかたが日常生活で困っていることを理解します。そしてそれぞれに必要な配慮や手助けを、できることから実践していこうという運動です。（特別な技術の取得は不要です。）

あいサポート運動を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。日常生活のなかで、障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲のあるかたであれば、誰でもなることができます。「あいサポートバッジ」は、あいサポーターのシンボルバッジです。



「あいサポートバッジ」

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

三芳町に暮らす障がいのある人もない人もすべての人が、
お互いを認め、理解しあい、支えあいながら、
ともに生活する社会（共生社会）の実現を目指します。

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障がいのある人に、「あらゆる分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかについての選択の機会」「意思疎通のための手段についての選択の機会」「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」の確保と拡大が位置づけられています。またそのために、障がいを理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

三芳町に暮らす障がいのある人が、自己決定と自己選択により主体的に暮らしていくためには、必要となるさまざまな支援の充実とともに、地域の中での支え合いや、差別や権利の侵害を許さない地域づくりをさらに進めていく必要があります。

この計画は上記の基本理念のもとに、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めることができるよう、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、社会参加の支援や安全安心の取り組み等、幅広い施策に取り組みます。

2 計画の目標

基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

1

情報・相談・権利擁護の充実

障がい特性に配慮した情報提供や相談しやすい窓口の整備、障がい者差別解消に向けた取組を強化します。

2

生活支援サービスの充実

福祉サービスの質の向上とともに、グループホームや通所施設などの生活基盤の整備に努めます。

3

保健・医療体制の充実

母子保健や精神保健福祉、緊急時の医療体制やリハビリテーション支援などに取り組みます。

4

障がい児支援の充実

幼稚園・保育園・学校・学校教育卒業後、それぞれの段階をつなぎ、切れ目なく支援を受けられる体制を充実します。

5

社会参加への支援

社会参加活動や雇用・就労支援など、主体的な活動を支える取組を進めます。

6

安心・安全な生活環境の整備

建物・道路・情報のバリアフリーに取り組みます。また、災害時の避難支援の取組を進めます。

7

地域福祉の推進

「あいサポート運動」を中心に、心のバリアフリーや当事者の参画促進など、人と人とのつながりづくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本目標	施策	事業名	
1 情報・相談・権利擁護の充実	1 情報・コミュニケーション支援の充実	1 広報紙・ガイドブックの活用	
		2 ホームページの活用	
		3 コミュニケーション支援事業	
		4 通訳者・奉仕員の養成	
		5 手話言語条例の制定	
	2 相談体制の充実	1 障がい者相談支援事業	
		2 基幹相談支援センターの設置検討	
		3 自立支援協議会相談支援部会の活用	
		4 障がい者相談窓口の充実	
	3 権利擁護の充実	1 成年後見制度利用支援事業	
		2 人権擁護の推進	
		3 障がい者差別解消に向けた取組の強化	
		4 虐待防止の取組の推進	
		5 福祉サービス利用援助事業の啓発・支援	
	2 生活支援サービスの充実	1 日常生活の支援	1 訪問系サービスの充実
2 日中活動系サービスの充実			
3 福祉用具等の利用支援			
2 移動支援		1 移動支援事業	
		2 多様な移動手段の支援	
3 居住の場の確保		1 居住支援	
		2 施設入所支援	
		3 多様な住まいの確保	
		4 住宅改造への支援	
4 経済的支援		1 各種手当の支給	
3 保健・医療体制の充実		1 健康管理・リハビリテーション等の支援	1 健康管理の推進
			2 母子保健の充実
	3 介護保険利用者への支援		
	2 医療体制の充実	1 医療ケアの充実	
		2 医療費等の助成	
		3 緊急医療体制の確保	
		4 難病患者への支援体制の整備	
	3 精神保健福祉の充実	1 精神障がい者相談体制の整備	
		2 こころの健康づくり事業の推進	
		3 地域交流事業の促進	
		4 精神障がい者の医療の充実	
		5 うつ病・自殺対策の充実	

基本目標	施策	事業名	
4 障がい児支援 の充実	1 子どもの成長支援	1 早期発見・早期対応の体制づくり	
		2 療育支援の充実	
		3 継続した支援体制の確立	
		4 障がい児の親への支援体制の確立	
	2 保育・教育支援の充実	1 障がい児保育の充実	
		2 統合保育の推進	
		3 保育・教育相談の充実	
	3 学校教育の充実	1 特別支援教育の推進	
		2 教職員研修の充実	
		3 学校施設の整備	
	4 放課後支援の充実	1 学童保育室の充実	
		2 地域生活支援事業の活用	
5 社会参加への 支援	1 就労の支援	1 就労相談の充実	
		2 障がい者雇用の促進	
		3 就労移行支援、就労継続支援	
		4 職業訓練の推進	
		5 就労に向けた生活習慣の確立への支援	
		6 就労支援のネットワークづくり	
	2 福祉的就労の充実	1 福祉的就労の場の拡充	
		2 障がい者施設生産物の販売支援	
	3 生涯学習の推進	1 情報提供の工夫	
		2 ボランティアの確保	
		3 図書館事業の充実	
		4 公民館事業の充実	
	4 スポーツ・文化活動 の推進	1 自主サークルなどの活動支援	
		2 スポーツ・レクリエーション施設の充実	
		3 スポーツ・レクリエーション事業への参加促進	
		4 町民体育祭への参加促進	
6 安心・安全な生 活環境の整備	1 福祉のまちづくり	1 人にやさしいまちづくりの推進	
		2 公共施設のバリアフリー化	
		3 情報バリアフリーの推進	
	2 防犯・防災対策の推 進	1 緊急通報体制の充実	
		2 災害時要援護者対策の充実	
		3 避難所での障がい者支援	
		4 防犯情報の配信	
		5 消費者保護の取組み	
	7 地域福祉の推 進	1 あいサポート運動 の推進	1 啓発活動の推進
			2 職員研修の充実
3 ボランティア活動の支援			
2 交流の場の充実		1 交流保育の推進	
		2 みよしまつりの開催	
		3 福祉まつり事業への協力・支援	
		4 町民文化祭の開催	
		5 地域での交流活動の充実	
3 当事者団体の育成 支援		1 当事者団体等の活動支援	
		2 団体間のネットワークづくり	
4 当事者参加の推進		1 まちづくりへの参画	
		2 福祉施策検討への参画	

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本
目標

1

情報・相談・権利擁護の充実

施策1 情報・コミュニケーション支援の充実

事業名	内容	担当課
広報紙・ガイドブックの活用	福祉サービスの情報をはじめとする町からの情報が障がい者に適切に届くように、広報みやガイドブックによる情報提供を行います。 また、声の広報及び点訳版を視覚障がいの希望者に送付します。	福祉課 秘書広報室
ホームページの活用	町のホームページを通じて、福祉サービスの内容やボランティアの紹介などをわかりやすく幅広く提供し、情報を容易に取得できるよう、関係課と検討し整備を進めます。	福祉課 秘書広報室
コミュニケーション支援事業	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（地域生活支援事業）により、意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対し、手話通訳等による意思疎通の円滑化を図ります。 平成25年度より遠隔手話による通訳を試行実施しています。今後は緊急時の対応を含め、課題を検討し充実していきます。	福祉課
通訳者・奉仕員の養成	コミュニケーション支援事業の担い手である手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成講習会を実施します。 講習会は毎年実施しており、講習中の子どもの保育にも配慮するなどしていますが、参加者不足が課題となっています。周知方法を検討し、参加人数の増加を目指すとともに、町内で活動できる通訳者等の体制を整備していきます。	福祉課
手話言語条例の制定	「手話は言語である」との理念のもと、ろう者と聞こえる人がお互いを理解し、共生する社会を実現するために手話言語条例に関する調査・研究を重ね、条例制定を目指します。	福祉課

施策 2 相談体制の充実

事業名	内容	担当課
障がい者相談支援事業	<p>障がい者や家族からの相談に応じるとともに、必要に応じて相談支援事業者とも連携しサービス利用計画を作成します。また、情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護などの必要な支援を行います。</p> <p>現在、富士見市との共同事業として入間東部障がい者相談支援センターで実施しています。計画相談支援の業務量増加に伴い、一般相談の体制整備が課題となるため、基幹相談支援センターの設置を見据えた相談支援事業の実施方法を検討していきます。</p>	福祉課
基幹相談支援センターの設置検討	<p>基幹相談支援センターは、地域の相談支援事業者間の連絡調整や困難事例への対応支援等、相談支援に関する総合的な支援機能を有することが求められています。</p> <p>そのため、相談員等においては専門性の高い人材の確保が必要となってきます。自立支援協議会の相談支援部会とも協議しながら、広域的な視点も含め、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を検討していきます。</p>	福祉課
自立支援協議会相談支援部会の活用	<p>対応困難な相談事例を検討する場として、また重症心身障がい児・者や軽度発達遅滞など一般的にサービス提供体制の整備が遅れている方々への支援策検討の場として自立支援協議会相談支援部会を活用します。</p> <p>今後は町の相談支援体制についての評価や事例検討についても実施していく予定です。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター) こども支援課 (みどり学園) 学校教育課
障がい者相談窓口の充実	<p>多様化・複雑化する障がい者や家族の相談に対応するため、障がい特性に応じた障がい者相談支援センターを平成 25 年度から富士見市との共同事業として入間東部障がい者相談支援センターで実施しています。また、平成 24 年度からは精神障がいに関する保健福祉関連の窓口を本庁業務に移管し、3障がい全てを本庁対応で実施しています。今後は、相談の質の向上を図るよう努めます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター)

施策3 権利擁護の充実

事業名	内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（地域生活支援事業）により、成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度利用の申し立てにかかる諸費用の助成を行います。</p> <p>権利擁護の支援体制、専門性の確保が課題であり相談支援センターを活用しつつ、専門性の確保、支援体制を充実させていきます。</p>	福祉課
人権擁護の推進	<p>障がい者はもとより、あらゆる住民の人権について正しく理解し、擁護していくため、広報やパンフレットを活用した人権意識の啓発を進めます。</p>	総務課 福祉課
障がい者差別解消に向けた取組の強化	<p>平成 28 年度の障害者差別禁止法施行に伴い、国や地方自治体には合理的配慮が義務化されます。国の差別解消の基本方針などに基づいて必要な対応、支援に取り組むとともに、「障害者差別禁止のための条例」について、国や県が定める方針等を参考にしながら、当事者団体、当事者、企業、関係機関、地域自立支援協議会と連携し、検討を進めていきます。</p>	福祉課
虐待防止の取組の推進	<p>町直営の虐待防止センターにおいて、虐待の対応、ガイドラインやマニュアルの作成を行います。各種の機関と連携を図りながら、早期発見・早期対応を図ります。</p>	福祉課
福祉サービス利用援助事業の啓発・支援（社会福祉協議会との連携事業）	<p>社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業（ひとりでの判断に不安のある障がい者等に対し、生活支援員が定期的に訪問し、暮らしに必要なお金の出し入れや重要書類の預かり等を行うサービス）の啓発・支援を行います。</p>	福祉課

施策1 日常生活の支援

事業名	内容	担当課
訪問系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。 相談支援の中で必要なサービスについての情報提供をしています。また、不足するサービスについては自立支援協議会や相談支援部会を活用して検討し、県への働きかけや事業者支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■居宅介護（ホームヘルプサービス） ■重度訪問介護 ■行動援護 ■重度障害者等包括支援 ■生活サポート事業 	福祉課
日中活動系サービスの充実	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより以下のサービスを提供します。 相談支援の中で必要なサービスについての情報提供をしています。また、不足するサービスについては自立支援協議会や相談支援部会を活用して検討し、県への働きかけや事業者支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活介護 ■療養介護 ■短期入所（ショートステイ） ■自立訓練（機能訓練） ■自立訓練（生活訓練） ■地域活動支援センター事業 ■日中一時支援 	福祉課
福祉用具等の利用支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス（補装具費）により、障がいによる身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給します。また、地域生活支援事業として、重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。 日常生活用具については、地域の実情に応じて対応できる制度です。新規用具の要望も多くなっており、要望を吸い上げ検討していくための体制づくりにも取り組みます。</p>	福祉課

施策2 移動支援

事業名	内容	担当課
移動支援事業	<p>障がい者が自立生活や社会参加をするために、円滑に外出できるよう、地域生活支援事業により移動を支援します。</p> <p>支援のためのマンパワーと事業者の確保が課題となっており、人材確保、事業者支援をしながら十分な体制となるよう整備していきます。</p>	福祉課
多様な移動手段の支援	<p>障がい者が自立生活や社会参加を円滑に行えるよう、以下のような外出支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉タクシー利用助成 ■地域福祉バス利用料金助成 ■在宅重度心身障害者自動車燃料費補助 ■有料自転車駐輪場利用料金助成 ■障がい者自動車改造費助成 ■障がい者自動車運転免許取得費補助 	福祉課

施策3 居住の場の確保

事業名	内容	担当課
居住支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、障がい者が自立した地域生活を送るために必要な生活の場の確保を支援します。</p> <p>グループホームは「親亡き後」の不安を含め利用ニーズが多いサービスであり、自立支援協議会や相談支援部会で確保策を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■共同生活援助（グループホーム） 	福祉課
施設入所支援	<p>障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにより、夜間の入浴、排せつ、食事の介護等の提供を行う、施設入所への支援を行います。</p>	福祉課
多様な住まいの確保	<p>障がいの特性やニーズに対応した設備・仕様を備えた公共賃貸住宅の供給や、バリアフリー化された民間住宅の普及を促進します。</p>	福祉課
住宅改造への支援	<p>身体に重度の障がいがある方が日常生活を容易にするため、住宅を改造する場合にその費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■重度身体障害者居宅改善整備費補助 	福祉課

施策4 経済的支援

事業名	内容	担当課
各種手当の支給	<p>障がい者の経済的負担を軽減するため、以下のような各種手当等の支給を行います。今後も国や県の動向および経済状況の変化を勘案しながら円滑な運用にあたります。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 特別児童扶養手当■ 特別障害者手当■ 障害児福祉手当■ 経過的福祉手当■ 在宅重度心身障害者手当■ 心身障害児通園奨励費補助■ 特定疾患見舞金	福祉課

保健・医療体制の充実

施策1 健康管理・リハビリテーション等の支援

事業名	内容	担当課
健康管理の推進	中途障がいの原因ともなる生活習慣病を予防するため、健康教育、健康相談などの各種事業を実施します。	健康増進課 (保健センター)
母子保健の充実	病気や障がいの早期発見や早期治療、療育を行うため、妊娠期の母子や乳幼児を対象とした以下の事業を実施します。新生児訪問事業とこんにちは赤ちゃん訪問事業は対象者全員を保健師が訪問しています。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦訪問 ■ 新生児訪問 ■ 乳幼児健診 	健康増進課 (保健センター)
介護保険利用者への支援	認知症や高次脳機能障がい、精神障がいをもつ高齢者も増加しています。高齢期における介護保険への移行、第2号被保険者の方の疾病や障がいの早期発見・早期診療による障がい者手帳の取得、介護保険との併用について、ケアマネジャー等と連携し適切なサービス調整に努めます。	福祉課 健康増進課

施策2 医療体制の充実

事業名	内容	担当課
医療ケアの充実	一般歯科診療所において診療が困難な障がい者に対し、専門歯科診療所における診療を実施します。また、たん吸引など医療行為が必要なため福祉サービスの提供を受けづらかった障がい者に対し、福祉サービスの現場や外出に伴い必要な医療の提供が受けられるよう保健センター、関係機関とも連携を取りながら自立支援協議会にて支援を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 歯科診療 	福祉課 健康増進課 (保健センター)

事業名	内容	担当課
医療費等の助成	<p>障がい者が必要とする医療やリハビリテーションなどの医療費負担を軽減するため、障害者総合支援法における自立支援医療による給付のほか、以下のような助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自立支援医療給付（更生医療、育成医療、精神通院医療） ■重度心身障害者医療費支給 ■身体障害者（児）・精神障害者診断書料等補助 	福祉課
緊急医療体制の確保	<p>救急時に障がい者に対して適切かつ速やかな対応が行われるよう、埼玉県や保健センター、医師会との連携を図りながら、緊急時の医療体制の充実を検討していきます。</p> <p>聴覚障がい者に対しては情報通信機器を利用したモデル事業を実施しています。今後は防災対策も含め、障がい特性に合わせた救急時の体制整備を更に進めていきます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター)
難病患者への支援体制の整備	<p>障害者総合支援法が施行され、難病患者等も障がい福祉サービスの対象となっており、制度の変更や利用可能なサービスへの相談に適切に対応できるよう、支援体制の充実を図っていきます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター)

施策3 精神保健福祉の充実

事業名	内容	担当課
精神障がい者相談体制の整備	<p>精神障がい者や家族に対するきめ細やかな相談窓口（体制）を充実させるため、医療機関、保健所などと連携を取りながら、精神障がい者やその家族に対して障がい福祉サービス等の情報提供や相談が受けられる体制を整えています。</p> <p>相談件数の増加に伴い、対応困難な内容も増えており、引き続き精神専門の相談体制を強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■精神保健福祉相談 ■こころの健康相談「保健師、精神保健福祉士、精神科医師」 	福祉課

事業名	内容	担当課
こころの健康づくり事業の推進	<p>妊娠期からこころの健康づくりをすすめ、家族や地域とのつながりを大切にしながら健全なこころの健康や社会生活を支援するとともに、こころの健康講座などを開催することで正しい知識の普及に努めます。</p> <p>今後も世代や社会の変化に合わせて内容を充実していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こころのセミナー ■精神保健福祉講座 	福祉課
地域交流事業の促進	<p>地域住民と精神障がい者との交流の場を作り、精神障がい者に対して地域住民の理解と協力を得るための事業を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域交流会 	福祉課
精神障がい者の医療の充実	<p>精神医療センター・保健所や医療機関、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害者支援センターとの連携を図りながら、適切な医療の確保やデイケア及び緊急医療体制の充実を働きかけていきます。</p>	福祉課
うつ病・自殺対策の充実	<p>うつ病の早期発見、治療につながるよう、こころのサポーター養成講座等を開催します。また、相談に適切に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こころのサポーター養成講座 ■相談支援者研修会 	福祉課

障がい児支援の充実

施策1 子どもの成長支援

事業名	内容	担当課
早期発見・早期対応の体制づくり	<p>乳幼児健診等における疾病や障がいの早期発見とともに、診断後の早期対応につながるよう、以下のような相談・指導を行います。</p> <p>臨床心理士による「子どもの心理相談」は対象が増加しており、状況に応じて、相談回数の拡充を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小児科専門医による「二次クリニック」 ■臨床心理士による「子どもの心理相談」 ■言語聴覚士による「ことばの相談」 ■経過観察が必要な児を対象とした「親子教室」 	健康増進課 (保健センター)
療育支援の充実	<p>心身障がい児通園施設「みどり学園」で行っている言語指導、機能訓練等の充実を図るとともに、早期対応に必要な障がい児の把握に努め、適切な療育支援が受けられる体制づくりを進めます。</p>	こども支援課 (みどり学園) 健康増進課 (保健センター)
継続した支援体制の確立	<p>出生もしくは障がいの発生・発見された時から高校を卒業するまで、当該障がい児の障がい特性や個性を考慮した上で、一貫した方針で支援できる体制整備を自立支援協議会障がい児支援検討部会で検討していきます。</p> <p>現状では、支援に不可欠な関係各課との連携、関係機関との連携はまだ不十分です。関連する施策が十分に活用されるよう、自立支援協議会を中心に当事者の成長に応じて適切な支援を提供できる体制を作り上げていきます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター) こども支援課 (児童福祉担当) (保育担当) (みどり学園) 学校教育課
障がい児の親への支援体制の確立	<p>障がい児の健全育成のために親に対する支援策を自立支援協議会障がい児支援検討部会で検討していきます。</p> <p>現在、経過観察が必要な児において、「親子教室」でフォローを行っています。「親子教室」卒業後にフォローする社会的資源が不足しており、引き続き支援体制を検討し、充実していきます。</p>	福祉課 健康増進課 (保健センター) こども支援課 (児童福祉担当) (保育担当) (みどり学園) 学校教育課

施策2 保育・教育支援の充実

事業名	内容	担当課
障がい児保育の充実	心身の発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもの療育を目的とした通園施設「みどり学園」での日常的な交流を拡充します。 そのためには障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。	こども支援課 (みどり学園)
統合保育の推進	さまざまな障がいを持つ子どもに対応できる保育のあり方を検討するとともに、関係機関との連携を進め、幼稚園や保育所での障がいのある子どもの受け入れを推進します。 現在、各保育所で障がい児保育を行っています。現在は、保育士等の人材確保が課題となっています。今後は、障がい児保育教育研修への支援とともに、民間保育所への職員加配に対する補助も検討していきます。	こども支援課 (保育担当) (保育所)
保育・教育相談の充実	障がいを持つ子どもの能力や適正に応じた保育・教育ができるよう、相談体制を整備するとともに、適正な就学指導を進めます。 保育所から小学校への申し送りに際して、保育所・小学校と保護者の連携を深めるため、連携チームを設置するなど相談体制を強化します。	こども支援課 (保育担当) (保育所) 学校教育課

施策3 学校教育の充実

事業名	内容	担当課
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習の際の困難を改善・克服するための必要な支援を行います。	学校教育課
教職員研修の充実	特別支援教育にかかわる教員の専門性の向上や障がい児への適切な対応に向け、研修会や講習会などへの参加を促し、教職員の知識と技術の向上を進めます。	学校教育課

事業名	内容	担当課
学校施設の整備	<p>さまざまな障がいを持つ児童・生徒に対応できるよう、小・中学校の耐震補強工事の際、スロープ設置、トイレ改修等、施設のバリアフリー改修を実施するほか、障がいのある児童・生徒が登校する小・中学校のトイレ改修を行い、整備を進めていきます。</p> <p>バリアフリー改修が行われていない学校をはじめ、すでに整備されている小・中学校についても老朽化が進んでいるため、大規模改修計画を策定し、計画的に整備を進めていきます。</p>	教育総務課

施策4 放課後支援の充実

事業名	内容	担当課
学童保育室の充実	<p>現在町内5つの小学校に設置されている学童保育室において、特別支援学級に通う児童を受け入れ保育しています。放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の確保を進めます。</p> <p>専門性のある職員の配置と障がい児に対する加配、施設整備の不十分さが課題としてあげられています。今後は、障がい児教育研修への支援とともに、施設のバリアフリー化を推進します。</p>	こども支援課 (学童保育室)
地域生活支援事業の活用	<p>特別支援学級に通う児童の放課後対策や長期休暇中の対応については主に放課後等デイサービスで対応しています。それ以外の一時的な支援事業として、日中一時支援事業や生活サポート事業を活用した支援を行っています。</p> <p>特に日中一時支援事業については、事業所の数が少なく十分なサービス提供ができていないという声があり、提供事業者の確保に努めます。</p>	福祉課

社会参加への支援

施策1 就労の支援

事業名	内容	担当課
就労相談の充実	障がい者就労支援センターを町で設置し、毎年度2回、町観光産業課、所沢公共職業安定所、埼玉県障害者職業センターとの連携のもと、就労を希望する障がい者に対し相談事業を実施します。	福祉課 観光産業課
障がい者雇用の促進	民間企業に対し障がい者の雇用拡充について働きかけるとともに、公的機関における業務や職員配置の検討の際、障がい者の採用に向けた検討を進めます。	観光産業課 総務課 福祉課
就労移行支援、就労継続支援	障がい者就労支援センターにおける相談事業が円滑に進むよう就労継続事業所、就労移行支援事業所、ハローワークなどとも連携を取りながら、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練や特性にあった働く場の確保などの就労支援を行います。 特に、新たに学校を卒業する生徒に対しては、在学中から学校と連携し就労に向けた支援を行います。	福祉課
職業訓練の推進	埼玉障害者職業センターの行う職業開発や職業相談、職業準備訓練、職業講習についての情報提供を行うとともに、利用の促進を図ります。 また、周辺市町と連携した職業訓練などを行う施設の確保に向けた検討を進めます。	福祉課
就労に向けた生活習慣の確立への支援	障がい者の生活支援を行い就労に向けた生活習慣の確立を目指し、また作業などを通して就労に向けた準備を行います。	福祉課
就労支援のネットワークづくり	就労支援については、ハローワークや町障がい者就労支援センター、関係事業所、特別支援学校などと連携し対応しています。就労支援体制の強化に向けて、障がい者雇用全般について地域の事業所が集まり協議している組織を活用し、各作業所との連携、ネットワーク作りを検討していきます。また、地域自立支援協議会の専門部会として「就労支援部会」を設置することを検討します。	福祉課

施策2 福祉的就労の充実

事業名	内容	担当課
福祉的就労の場の拡充	通常的就労が困難な障がい者に対し、福祉的就労の場を確保し、仕事を通じた社会参加や自己表現、交流などを支援します。	福祉課
障がい者施設生産物の販売支援	福祉的就労を支援するため、行政はもとより民間企業に対しても、町内の共同作業所や小規模作業所などの障がい者支援施設で生産している物品の購入を働きかけます。 平成 26 年度より、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、庁内に周知しています。今後は民間企業へも働きかけを行っていきます。	観光産業課 福祉課

施策3 生涯学習の推進

事業名	内容	担当課
情報提供の工夫	生涯学習についての情報提供に際して、障がい者の受け入れが可能なものについては広報などでわかりやすく伝えるなど、情報提供の工夫を行います。	福祉課 生涯学習課
ボランティアの確保	各分野で活躍している指導者の方々をボランティアとして学習者の要請に応じるために活用を図ります。障がい者支援に適した指導者により、障がい者の学習サポートの充実を図ります。	福祉課 生涯学習課
図書館事業の充実	障がい者施設への貸出や読み聞かせ事業、点字つき絵本の作成などを通じ、障がい者が図書に触れ合える機会を充実します。	図書館
公民館事業の充実	各公民館で開催している事業について、障がいのある人も参加できる企画などを検討するとともに、わかりやすい広報を行うなど、障がい者の参加促進を図ります。	公民館

施策4 スポーツ・文化活動の推進

事業名	内容	担当課
自主サークルなどの活動支援	障がい者同士で自主的に行う学習・文化活動を支援するため、公共施設等を活用した活動場所の提供を行います。	福祉課 生涯学習課 公民館
スポーツ・レクリエーション施設の充実	障がい者が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるようスポーツ施設の整備や改善に努めます。 体育施設の受付に筆談用コミュニケーションボードの設置をしています。障がいのある人もない人も、誰もが訪れやすいように、施設の整備等も含め検討していきます。	生涯学習課
スポーツ・レクリエーション事業への参加促進	スポーツ関係団体と連携し、障がい者のスポーツ・レクリエーション事業への参加を促進するとともに活動を支える指導員やボランティアの育成などに努めます。 障がい者の参加促進や指導員の育成は十分とはいえないため、引き続きスポーツ推進審議会において障がい者スポーツの取組みについて検討していきます。	生涯学習課
町民体育祭への参加促進	毎年10月に開催される町民体育祭について、障がい者の参加しやすい競技などを検討するとともに、ボランティアの確保などを進め、障がいのある人もない人もともに楽しめるイベントとなるよう働きかけます。 障がい者が中心となって参加できる競技や障がい者へのボランティアの確保は決して十分とは言えません。今後は、既存のルールの変更や、誰もが参加し楽しめる競技を増やしていくなどの対応も検討していきます。	生涯学習課 福祉課

施策1 福祉のまちづくり

事業名	内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進	障がい者に限らずすべての人に対して使いやすい生活道路や歩道等の整備を進めるとともに、子どもの安全性の確保に努め、埼玉県福祉のまちづくり条例やハートビル法、バリアフリー新法などに基づき、人にやさしいまちづくりを推進します。	都市計画課 道路交通課 福祉課
公共施設のバリアフリー化	障がい者をはじめ、高齢者や乳幼児連れの母親などさまざまな人たちにとって使いやすい施設となるよう、市内の公共施設のバリアフリー化を促進します。	財務課 福祉課
情報バリアフリーの推進	福祉に関する情報はもとより、災害時やイベントなどでの情報発信の際には、音声や手話、筆談など障がいの状況に応じた多様な手段による情報提供ができるよう検討します。 近年の情報通信機器の発展を活用し、音声情報では「防災無線ききかえし装置」、文字情報では「登録制メール、ツイッター、エリアメール」などの複数の手段による伝達の工夫をしています。	自治安心課 福祉課

施策2 防犯・防災対策の推進

事業名	内容	担当課
緊急通報体制の充実	一人暮らしの障がい者に対し、急病・事故などの緊急時のために緊急時連絡システムを貸与し、速やかな対応ができる体制づくりを進めます。 意思疎通支援が必要な聴覚障がいのある方から情報通信機器を使用したシステムを検討していきます。	福祉課

事業名	内容	担当課
災害時要援護者対策の充実	<p>災害時の障がい者の避難や救助を迅速に行えるよう、災害時要援護者の登録や名簿作成などに取り組み、地域住民と連携したネットワークづくりを進めます。</p> <p>庁内でプロジェクトチームを作り、登録・名簿作成に取り組んでおり、毎年 11 月には登録促進月間を設けて周知をしています。また、現在は個別計画の策定を進めているところであり、引き続き、法改正を反映させつつ、名簿の登録・更新及び避難支援者の選定を行っていきます。</p>	自治安心課 福祉課
避難所での障がい者支援	<p>避難所において、障がい者に必要な介護や医療が確保されるよう、医療機関等との連携のもと対応方法を検討します。</p> <p>また、集団行動になじめない障がいのある方やその家族のための避難所の設置なども検討します。</p> <p>避難所への医師の派遣に関しては三芳医会との協定、災害時要援護者の避難所生活に関しては三芳町福祉施設連絡協議会会員施設との協定を締結しています。今後は、国の指針に基づき、オストメイトトイレやエアマット、プライベートテント、聴覚障がい者用バンダナなど備蓄品の工夫をしていきます。</p>	自治安心課 福祉課
防犯情報の配信	<p>近隣（2市1町）の不審者情報や緊急情報などを東入間警察と連携してリアルタイムでメール配信する「発するF・M」の防犯・防災ネットワークの普及に協力していきます。</p>	自治安心課
消費者保護の取組	<p>悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、注意喚起・啓発に努めます。</p>	観光産業課 福祉課

地域福祉の推進

施策1 あいサポート運動の推進

事業名	内容	担当課
啓発活動の推進	障がいや障がい者への理解を深めるため、広報や福祉講座、講演会など、様々な機会を通じて「あいサポート運動」の理念について啓発活動を進めます。 ■ 広報みよしの活用 ■ 人権問題講演会	福祉課 秘書広報室 学校教育課
職員研修の充実	町職員に対してノーマライゼーションの理念を深め、障がい者に対する適切な対応や支援ができるよう、職員研修において「あいサポーター研修」を実施します。	総務課
ボランティア活動の支援	社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、障がい者を支援するボランティアの活動支援を行います。 また、学校週休5日制対策として設置された、小・中学生向けのボランティア活動支援センターと連携した活動なども、検討していきます。 年々、ボランティアの問い合わせは増えてきております。障がい特性を知り、必要な配慮を学ぶ「あいサポーター研修」を住民や企業に向け実施し、ボランティア活動に取り組む気持ちを支援します。	福祉課 生涯学習課

施策2 交流の場の充実

事業名	内容	担当課
交流保育の推進	障がいのある児童と保育所、小・中学校、高齢者などとの交流保育を推進します。 障がい児に対する専門的な保育を行える職員の不足から、児童一人ひとりに適した交流を行うことが困難な状況であり、職員への研修支援や専門性の高い職員の確保に努めます。	学校教育課 こども支援課 (保育担当) (保育所) 福祉課
みよしまつりの開催	毎年9月に開催されるみよしまつりについて、障がい者や障がい者支援団体などの参加を促し、さらなる充実を図ります。会場には、スロープや優先席・車椅子でも使用可能な仮設トイレを設置します。	自治安心課

事業名	内容	担当課
福祉まつり事業への協力・支援 (社会福祉協議会への協力事業)	社会福祉協議会および民生委員・児童委員協議会共同主催により毎年11月に開催される福祉まつり(障がい者と健常者の交流を通し、福祉への理解を深め、地域福祉の向上を図る事業)への協力・支援を行います。	福祉課
町民文化祭の開催	毎年開催される町民文化祭において障がい者や障がい者関係団体などの参加を促し、交流の機会を増やしノーマライゼーションの文化祭づくりを進めます。	公民館
地域での交流活動の充実	社会福祉協議会の行う地域での交流活動を支援し、障がい者と地域住民の参加による地域活動を推進します。	福祉課

施策3 当事者団体の育成支援

事業名	内容	担当課
当事者団体等の活動支援	障がい当事者団体や支援団体の活動に対して、活動場所の提供や活動に関する広報の充実などの支援を行います。	福祉課
団体間のネットワークづくり	当事者団体等の相互理解や交流、連携強化に向け、団体間のネットワークづくりを推進します。	福祉課

施策4 当事者参加の推進

事業名	内容	担当課
まちづくりへの参画	障がいのある人の意見や提案をまちづくりに反映するため、計画審議会や懇談会等へ参加しやすい環境を整備するなど、さまざまな分野のまちづくりへの障がい当事者の参加を促します。	政策推進室 福祉課
福祉施策検討への参画	各種施策の実施に際して障がい者やその家族の声を的確に反映するため、町と当事者、関連団体が意見交換できる場の設置を検討します。	福祉課

第5章
障がい福祉サービスの推進
（第4期三芳町障がい福祉計画）

第5章 障がい福祉サービスの推進

(第4期三芳町障がい福祉計画)

「障害者総合支援法」に基づき、指定障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の各事業について、以下のように見込み量を定めます。

1 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時の同行、移動に必要な情報提供などの、移動の援護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	676	時間	931	時間	1,199
	35	人	43	人	50	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「時間」は延べ利用時間数。

< 見込み量の確保に向けて >

地域移行の促進や新たに制度の対象となった難病患者の利用増加に伴い、サービス利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

また、サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中活動系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	人日分	人数	人日分	人数	人日分
生活介護	1,163	人日分	1,191	人日分	1,218	人日分
	57	人	58	人	59	人
自立訓練(機能訓練)	7	人日分	7	人日分	7	人日分
	1	人	1	人	1	人
自立訓練(生活訓練)	31	人日分	47	人日分	47	人日分
	2	人	3	人	3	人
就労移行支援	296	人日分	365	人日分	435	人日分
	17	人	21	人	25	人
就労継続支援(A型)	57	人日分	63	人日分	69	人日分
	3	人	3	人	3	人
就労継続支援(B型)	999	人日分	1,183	人日分	1,383	人日分
	51	人	56	人	61	人
療養介護	2	人	2	人	2	人
短期入所(福祉型)	144	人日分	155	人日分	176	人日分
	13	人	14	人	16	人
短期入所(医療型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

※数値は一月あたりの見込み。「人」は実利用者数、「人日分」は延べ利用日数。

< 見込み量の確保に向けて >

【生活介護】

事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

障がいのある人が、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練などの充実に努めます。

【就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）】

町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。障がいのある人の就労先を確保するためには、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれの役割に基づき協働していく必要があります。関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。

【療養介護】

療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所との利用調整を図ります。

【短期入所（ショートステイ）】

既存施設などと協議して、ショートステイの充実を働きかけます。

（3）居住系サービス

< サービスの概要 >

サービス名	内容
共同生活介護 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
共同生活援助	14	人	15	人	16	人
施設入所支援	36	人	36	人	36	人

< 見込み量の確保に向けて >

ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等にもない、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

(4) 相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活の準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人に対して、安定した地域生活のための相談支援を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	人	人数	人	人数	人
計画相談支援	70	人	95	人	120	人
地域移行支援	1	人	1	人	1	人
地域定着支援	1	人	1	人	1	人

< 見込み量の確保に向けて >

計画相談支援を実施できる「特定相談事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し 14 事業所を指定（当町区域 4 事業所含む）しています。事業が円滑に進むよう連携を深めます。「地域移行支援」「地域定着支援」についても、県の指定する「指定一般相談支援事業者」と連携を深めます。

支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう、自立支援協議会相談支援部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

(5) 障がい児通所支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障がい児通所支援事業	<p>平成24年4月から、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づくサービスとして、児童発達支援事業と放課後等デイサービスに変更されました。</p> <p><児童発達支援> 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。</p> <p><放課後等デイサービス> 就学児を対象に放課後や休日、長期休暇中において療育支援を行います。</p>
保育所等訪問支援	<p>専門知識を有する指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児や保育所などの職員に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p>
医療型児童発達支援	<p>上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。</p>

< 見込み量 >

種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	149	人日分	174	人日分	192	人日分
	24	人	28	人	31	人
放課後等デイサービス	394	人日分	448	人日分	497	人日分
	48	人	52	人	55	人
保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人
医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人

< 見込み量の確保に向けて >

「みどり学園」において児童発達支援を行っております。障がい特性を理解した専門性のある人材の確保が課題であり、職員の研修支援とともに、民間委託も視野に入れながら職員の確保に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用者が増加しており、町内にあるサービス提供事業者が継続的に運営できるよう、引き続き支援を行うとともに、利用者のニーズに対応できるよう、近隣市町のサービス提供事業者とも連携を図っていきます。

(6) 障がい児相談支援

< サービスの概要 >

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定時の障がい児支援利用計画案の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。

< 見込み量 >

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	14 人	16 人	17 人

< 見込み量の確保に向けて >

障がい児相談支援を実施できる「障がい児相談支援事業所」としては、富士見市、ふじみ野市と連携し 14 事業所（当町区域 4 事業所含む）を指定し、事業が円滑に進むよう連携を深めます。支援を行うにあたっては、利用者の立場に立った効果的な支援が十分にできるよう自立支援協議会の相談支援部会、障がい児検討部会を活用するとともに、周辺自治体との連携も視野に入れた相談支援体制を強化していきます。

2 地域生活支援事業の見込み量と確保策

(1) 地域生活支援事業

< 事業の概要 >

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

事業名	内容
地域活動支援センター事業	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>
日中一時支援事業 (任意事業)	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

< 見込み量 >

サービス種別	単位	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	有
相談支援機能強化事業	有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
②成年後見制度利用支援事業	人数	1	1	1
③意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人数	186	205	225
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1
④日常生活用具給付等事業(年間件数)				
介護・訓練支援用具	給付件数	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付件数	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	10	11
排泄管理支援用具	給付件数	473	484	494
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	2	2	2
⑤移動支援事業	人数	18	21	23
	時間数	809	944	1,033
⑥地域活動支援センター	箇所	1	1	1
【その他事業】				
⑦日中一時支援事業	人数	10	12	14

※数値は年間の見込み。「人数」は実利用人数、「時間数」は延べ利用時間数。

< 見込み量の確保に向けて >

① 相談支援事業

平成 25 年度から、富士見市、三芳町の広域で「障がい者生活支援事業」を入間東部福祉会「入間東部障がい者相談支援センター」に委託しています。また、平成 24 年度から、精神障がいに関する保健福祉関連の窓口を本庁業務に移管し、3障がい全てを本庁対応で実施しています。一人ひとりが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるように、関係機関との連携の強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

広域的な視点も含め、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置を検討します。

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について周知するとともに、利用するための相談・支援に応じていきます。

③ 意思疎通支援事業

要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。また、手話通訳者派遣については、富士見市社会福祉協議会に委託し実施します。

現在町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会を実施し体制整備を行っています。要約筆記奉仕員養成講習会についても体制を整え実施します。

④ 日常生活用具給付等事業

従来から行ってきた事業であり、引き続き、障がいのある人が日常生活を円滑に送ることができるよう、障がいの特性に応じた日常生活用具を給付します。

⑤ 移動支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

⑥ 地域活動支援センター

基礎的事業及び機能強化事業については、平成 18 年度から 2 市 1 町の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助しています。

⑦ 日中一時支援事業

登録事業所に補助を行い実施します。引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

3 平成 29 年度の目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、国・県の考え方にに基づき、計画期間最終年度の平成 29 年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
平成 25 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	削減見込(A-B)	地域生活移行者数
36 人	36 人	0 人	7 人

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
平成 25 年度末時点での施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たり、平成 26 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。	地域移行者数は国と同様 12%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 (設定しない理由) 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難なものが多数入所待ちをしている状況である。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行（参考値）

①入院後 1 年未満の退院率	
【目標値】	
平成 29 年度	
7 人	1 年未満退院率 76%

※目標の前年 6 月 1 ヶ月間の入院患者のうち、その後 1 年間に退院する患者数。

※数値は埼玉県が算出して各市町村に示したもの。平成 23 年 6 月時点の県実績(1 年未満退院率 68.7%)を基に、「埼玉県地域保健医療計画」における目標値である 76%を達成した場合に該当する人数として算出されている。

②在院期間 1 年以上の長期在院者数(県推定値)				
年度末時点入所者数		【目標値】		参考
平成 24 年 6 月末 (A)	平成 29 年 6 月末 (B)	3 年間の退院者数 (C)=(A-B)	減少率 (B-A)/A	(C)のうち退院後に介護サービス利用が見込まれる者の数 (D)=(C)×0.5
44 人	36 人	8 人	18%	4 人

※数値は埼玉県が算出して各市町村に示したもの。国の目標どおり平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18%減少させた場合の推計値。

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>①入院後1年時点の退院率については、平成29年度における目標を91%以上とする。</p> <p>②長期在院者数については平成29年度6月時点の長期在院者数を平成24年の同時期の長期在院者数から18%以上削減する。</p> <p>③入院後3か月時点の退院率については、平成29年度における目標を64%以上とする。</p> <p>これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。</p>	<p>①1年未満入院者の平均退院率を平成29年度に76%とすることを目標とする。(各市町村の数値を県が提示する。)</p> <p>②在院期間1年以上の長期在院者数については目標設定しないが、推計値を提示する。</p> <p>③入院後3か月時点の退院率については設定しない。</p>

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業所の利用者数		(3)就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
平成24年度	【目標値】 平成29年度	平成25年度	【目標値】 平成29年度	【目標値】 平成29年度
8人	11人	1人	2人	50%

【参考】国・県の考え方

国基本指針の考え方	県の考え方
<p>平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。</p> <p>また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。</p>	<p>平成24年度の一般就労への移行実績を3割以上増やすことを基本とする。</p> <p>その他の目標値は、国の基本指針の通り。</p>

4 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する利用者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

「障害者総合支援法」の施行など、サービス提供の基盤となる法律の改正が相次いでいます。サービスの対象となる人やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページや声の広報なども活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

グループホームを含め、各種の施設等の整備においては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設等の整備に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業により、必要な量の確保に努めます。

（４）サービスが利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進のために

(1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障がい当事者、障がい者支援施設、学識経験者、町民等の様々な立場からの参画を得て開催されている三芳町地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、関係機関の連携の在り方等、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

■ 三芳町地域自立支援協議会の活動 ■

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

町においては、平成20年5月から設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障害のある人を支えるネットワークの構築、個別の困難事例への対応の在り方、町内の資源の開発・改善、当事者参画など、地域におけるさまざまな課題について検討しています。

(3) 庁内体制の整備

障がい福祉に携わる部署は、障がい福祉の担当課だけでなく、高齢者、児童、健康推進、都市計画や道路整備、教育委員会など広範囲にわたります。

各部署間の綿密な情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、「あいサポート運動」を推進し、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(4) 持続可能な制度の構築

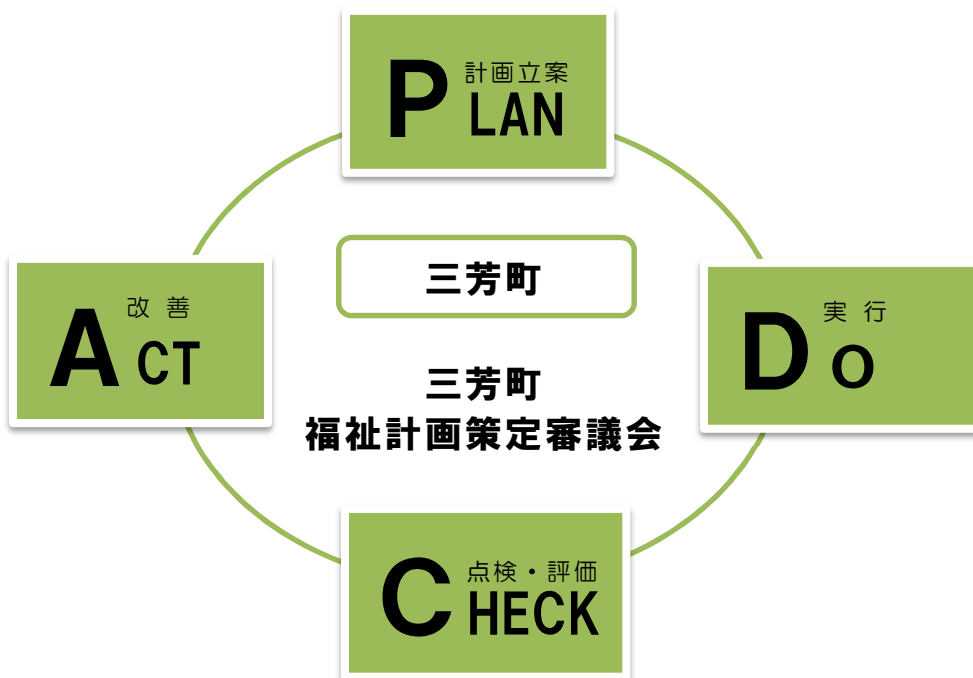
今後見込まれる、障がい福祉サービス利用者の増加やニーズの多様化の中でも、必要な人が必要なサービスを安定的に利用してもらえるよう、人材や財源の確保策を含め、制度の維持と向上に努めます。

(5) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度となるよう、国や県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、「PDCA」のサイクルが必要です。町においては、庁内における進捗把握とともに、三芳町福祉計画策定審議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。





資料編

資料編

1 三芳町福祉計画策定審議会条例

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 住民代表

(3) 医師

(4) 社会福祉施設長

(5) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第11号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第14号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第23号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第35号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

氏名	条例第3条に基づく選出区分		所属
藤本 直己	1号委員	識見を有する者	三芳町校長会
三瓶 スミ子	1号委員	識見を有する者	三芳町民生委員 ・児童委員協議会
駒村 こずえ	1号委員	識見を有する者	三芳町民生委員 ・児童委員協議会
柴原 稔	1号委員	識見を有する者	三芳町商工会
結城 絹子	2号委員	住民代表	アップルパイ (障がい児親の会)
平原 ひろみ	2号委員	住民代表	三芳町手をつなぐ親の会
柳川 正勝	2号委員	住民代表	三芳町身体障害者福祉会
◎ 吉田 直哉	3号委員	医師	三芳医会
田中 利夫	4号委員	社会福祉施設長	かしの木ケアセンター
吉田 拓道	4号委員	社会福祉施設長	入間東部みよしの里
○ 森井 寛文	4号委員	社会福祉施設長	三芳太陽の家
石森 勉	5号委員	社会福祉協議会事務局長	三芳町社会福祉協議会

(敬称略)

3 策定経過

日付	会議名等	内容
平成26年 9月2日	第1回 三芳町福祉計画策定審議会	(1)会議の公開について (2)三芳町福祉計画策定審議会について (3)その他
「三芳町 障がい者福祉に関する実態調査」実施 (実施期間:平成26年9月19日～10月6日)		
平成26年 11月4日	第2回 三芳町福祉計画策定審議会	(1)三芳町障がい者福祉計画、第4期障がい福祉計画の改定～町の取り組み状況と今後の検討課題について～ (2)三芳町福祉計画策定審議会の今後の予定について (3)その他
平成26年 12月2日	第3回 三芳町福祉計画策定審議会	(1)アンケート結果の概要説明 (2)サービス見込み量報告 (3)その他今後について
団体ヒアリング実施 (実施期間:平成26年12月16日、平成27年1月19日、平成27年3月3日)		
平成27年 1月20日	第4回 三芳町福祉計画策定審議会	(1)計画(案)に対する検討 (2)その他今後について
パブリックコメント実施 (実施期間:平成27年1月28日～2月27日)		
平成27年 3月3日	第5回 三芳町福祉計画策定審議会	(1)パブリックコメントの結果について (2)第4回会議後の計画(案)の修正点について (3)計画(案)に対する最終検討 (4)答申

三芳町障がい者福祉計画
第4期三芳町障がい福祉計画
(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

三芳町

発行：埼玉県入間郡三芳町

編集：三芳町福祉課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話 049(258)0019(代表)